

平成30年1月29日

第3回専門委員会における議論の補足資料

- 実施場所別クラブ数の状況 …… P1
- 富山県(自治体単独事業)の放課後補助事業 …… P2
- 優先利用の基本的考え方
 - ・放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について(通知抜粋) …… P3～5
- 「5歳児の保育所入所割合」と「1年生の放課後児童クラブ利用割合」の比較(石川県) …… P6
- 虐待防止関連事項
 - ・クラブの運営規程に定めている事項… P7
 - ・「放課後児童クラブ運営指針」の策定について(通知抜粋)… P8
 - ・児童館ガイドライン(通知抜粋)… P9
 - ・クラブの運営規程(例示)… P10～14
- 放課後児童クラブの利用者負担等
 - ・放課後児童クラブにおける利用者負担について… P15
 - ・市町村における放課後児童クラブの利用料の減免の方法 …… P16
 - ・学童保育室条例に基づく保育料徴収月額表… P17
- 放課後児童クラブの給与等について(雇用形態、給与、処遇面) …… P18～19
- 放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修 認定者名簿管理システム概要 …… P20～22
- 児童厚生施設運営要領(1950)厚生省児童局 …… P23～55
- 子どもの「遊ぶ」を支える大人の役割 プレイワーク研修テキスト …… P56～73

実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	平成 29 年	平成 28 年	増減
小学校	13,271 (54.0%)	12,679 (53.7%)	592
学校の余裕教室	7,231 (29.4%)	6,918 (29.3%)	313
学校敷地内専用施設	6,040 (24.6%)	5,761 (24.4%)	279
児童館・児童センター	2,617 (10.6%)	2,637 (11.2%)	▲ 20
公的施設利用	1,631 (6.6%)	1,624 (6.9%)	7
民家・アパート	1,374 (5.6%)	1,271 (5.4%)	103
保育所	859 (3.5%)	882 (3.7%)	▲ 23
公有地専用施設	1,747 (7.1%)	1,662 (7.0%)	85
民有地専用施設	1,370 (5.6%)	1,344 (5.7%)	26
幼稚園	324 (1.3%)	339 (1.4%)	▲ 15
団地集会室	106 (0.4%)	107 (0.5%)	▲ 1
商店街空き店舗	483 (2.0%)	413 (1.7%)	70
認定こども園	326 (1.3%)	238 (1.0%)	88
その他	465 (1.9%)	423 (1.8%)	42
計	24,573 (100.0%)	23,619 (100.0%)	954

注：()内は各年の総数に対する割合である。

※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)
(平成29年7月11日以降保育課(子育て支援課)健全育成推進室)

「トとやまっ子さんさん広場推進事業」の概要

1	目的	<p>地域の力を生かした子育ての新たな支え合いを推進するため、地域住民やボランティア・NPO活動をを行う組織・団体等が、地域において多様な形で取り組む自主的な子どもの居場所づくりを進める。</p>
2	実施主体	<p>① 町内会等の地域住民団体 ② ボランティア・NPO活動を行う組織・団体 ③ その他知事が適当と認める団体</p>
3	対象	<p>・原則小学生以下の子ども ・利用児童数は概ね5人以上 ただし、地域の実態に応じて中学生の受入れも可</p>
4	期間	<p>年間概ね100日以上 ただし、夏休みなど長期休業期間のみの開設も可</p>
5	時間	<p>概ね14時から19時までの間で原則3時間以上 19時までの開設を促進</p>
6	場所	<p>公民館、地区集会场、民家、その他の施設</p>
7	指導員、世話人	<p>地域住民、地域の高齢者など</p>
8	補助制度	<p>補助基準額（世話人2人以上の場合） ① 100日以上 500千円 ② 150日以上 750千円 ③ 200日以上 1,000千円 ④ 夏休みなど長期休業日のみでの開設等の場合は、開設日数に応じて別途協議する金額 (注)世話人が1人の場合は、上記金額の1/2</p>
9	料金	<p>必要に応じて徴収</p>

放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について（抜粋）

（雇児総発 0920 第 2 号 平成 28 年 9 月 20 日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長）

《以下、抜粋》

1 優先利用の基本的考え方について

（1）趣旨

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、その家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、児童の受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

平成 27 年 4 月より子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号。以下「整備法」という。）による児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の対象となる児童が「小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に明確化されたほか、女性の就業割合の高まりなどに応じて、放課後児童健全育成事業の利用ニーズの増加が見込まれるところである。

「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（平成 25 年 12 月。以下「専門委員会報告書」という。）においては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては、優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべき児童の考え方について国として例示を示すべきとされている。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基本的考え方を明らかにするものである。

（2）検討経緯及び他の制度における状況

放課後児童健全育成事業の優先利用については、（1）のとおり、専門委員会において検討が行われ、専門委員会報告書において、具体的な対象者について例示している。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 28 条（第 31 条の 8 において準用する場合を含む。）において、従来の市町村に対する母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の児童の保育所の入所選考の際における特別な配慮義務に加えて、放課後児童健全育成事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う場合の特別の配慮義務が規定され、平成 26 年 10 月 1 日より施行されている。

さらに、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成 26 年府政共生第 859

号・26 文科初第 651 号・雇児発 0910 第 2 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）第 2 の 7 において、保育の必要性の認定及びこれを踏まえた保育所等の利用に係る調整を適切に行うため、優先利用に関する基本的な考え方が示されている。

（3）優先利用の基本的考え方及び対象として考えられる事項
放課後児童クラブを利用できなかった児童（以下「待機児童」という。）の発生状況に加え、事前に予測される事業や個別事案ごとの対応の必要性等の観点を踏まえ、事案に応じて受入れの優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みが考えられる。

その際、優先的な受入れが実際に行われるよう、地域における受入体制を確認し、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき提供体制の確保等を着実に実施していることが必要となる。

これらを踏まえ、優先利用の対象として考えられる事項について例示をすると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用される児童・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることに御留意いただきたい。

- ① ひとり親家庭
- ※ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき配慮義務がある。
- ② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- ③ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤ 児童が障害を有する場合
- ⑥ 低学年の児童など、発達の程度から配慮が必要と考えられる児童
- ⑦ 保護者が育児休業を終了した場合

（例）

- ・ 育児休業取得前に放課後児童クラブを利用しており、利用を再度希望する場合
- ・ 育児休業取得前に放課後児童健全育成事業の類似の事業（児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として事業を実施しない類似の事業）を利用しており、放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・ 育児休業を取得しており、復帰する場合
- ⑧ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ⑨ その他市町村が定める事由

※ このほか、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮する

ことも考えられる。

※ また、市町村の判断により、人材確保・育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、放課後児童支援員等の子ども利用に当たって配慮することも考えられる。

※ 併せて、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子ども利用に当たって配慮することも考えられる。

「5歳児の保育所入所割合」と「1年生の放課後児童クラブ利用割合」の比較

●5歳児の保育所等入所状況

H29.4.1現在

市町名	5歳児以上 就学前 児童数(A)	入所児童数 (B)	利用率 (B)/(A)
南加賀	2,036	1,722	84.6%
小松市	989	772	78.1%
加賀市	485	460	94.8%
能美市	495	423	85.5%
川北町	67	67	100.0%
石川中央	2,558	1,897	74.2%
かほく市	324	279	86.1%
白山市	1,030	732	71.1%
野々市市	597	397	66.5%
津幡町	371	282	76.0%
内灘町	236	207	87.7%
能登中部	848	755	89.0%
七尾市	346	321	92.8%
羽咋市	142	118	83.1%
志賀町	142	104	73.2%
宝達志水町	82	77	93.9%
中能登町	136	135	99.3%
能登北部	325	308	94.8%
輪島市	138	134	97.1%
珠洲市	62	59	95.2%
穴水町	41	34	82.9%
能登町	84	81	96.4%
金沢市	4,109	2,508	61.0%
計	9,876	① 7,190	72.8%

●1年生のクラブ利用状況

H29.5.1現在

1年生児童数 (C)	利用児童数 (D)	利用率 (D)/(C)
2,033	1,208	59.4%
974	612	62.8%
486	246	50.6%
492	294	59.8%
81	56	69.1%
2,451	1,089	44.4%
280	127	45.4%
1,039	427	41.1%
551	274	49.7%
348	122	35.1%
233	139	59.7%
823	324	39.4%
371	139	37.5%
130	44	33.8%
103	41	39.8%
75	27	36.0%
144	73	50.7%
287	142	49.5%
122	84	68.9%
50	14	28.0%
31	20	64.5%
84	24	28.6%
3,901	1,620	41.5%
9,495	② 4,383	46.2%

1年生のクラブ利用児童数／5歳児の保育所等入所児童数

②「4,383人」/①「7,190人」＝61.0%

※…「保育所等」には認定こども園の2, 3号児童数を含む

※…(A)、(B)については各市町からの報告

※…(C)については、文部科学省調べ(H29学校基本調査)

(石川県の行っている調査データより)

クラブの運営規程に定めている事項

(か所)

運営規程に定めている事項	平成 29 年			平成 28 年			増減
事業の目的及び運営の方針	23,252	(94.6%)	[99.7%]	22,084	(93.5%)	[99.6%]	1,168
職員の職種、員数及び職務の内容	22,384	(91.1%)	[95.9%]	21,180	(89.7%)	[95.5%]	1,204
開所している日及び時間	23,222	(94.5%)	[99.5%]	22,050	(93.4%)	[99.5%]	1,172
支援の内容及び該当支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	22,931	(93.3%)	[98.3%]	21,783	(92.2%)	[98.3%]	1,148
利用定員	21,004	(85.5%)	[90.0%]	19,835	(84.0%)	[89.5%]	1,169
通常の事業の実施地域	22,250	(90.5%)	[95.4%]	21,086	(89.3%)	[95.1%]	1,164
事業の利用に当たっての留意事項	22,382	(91.1%)	[95.9%]	21,287	(90.1%)	[96.0%]	1,095
緊急時等における対応方法	22,129	(90.1%)	[94.9%]	20,750	(87.9%)	[93.6%]	1,379
非常災害対策	21,768	(88.6%)	[93.3%]	20,468	(86.7%)	[92.3%]	1,300
虐待の防止のための措置に関する事項	20,184	(82.1%)	[86.5%]	18,896	(80.0%)	[85.2%]	1,288
その他事業の運営に関する重要事項	9,982	(40.6%)	[42.8%]	9,585	(40.6%)	[43.2%]	397

注：()内は全クラブ数(29年：24,573、28年：23,619)に対する割合、 []内は運営規程を定めているクラブ数(29年：23,329、28年：22,167)に対する割合である。

※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)
(平成29年7月11日以降保育課(子育て支援課)健全育成推進室)

「放課後児童クラブ運営指針」の策定について（抜粋）

（雇児発 0331 第 34 号 平成 27 年 3 月 31 日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）

《以下、第 3 章抜粋》

3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応

（1）児童虐待への対応

○ 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子ども の状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、法第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。

○ 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して放課後児童クラブとして適切な対応を図らなければならない。

（2）特別の支援を必要とする子どもへの対応

○ 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。

○ 放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

（3）特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項

○ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

児童館ガイドラインについて (抜粋)

(雇児発0331第9号 平成23年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)

《以下、「3 児童館の活動内容」抜粋》

(3) 保護者の子育ての支援

- ① 子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供するように配慮すること。
- ② 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるように子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。

③ 児童虐待予防に取り組み、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援すること。

- ④ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

《以下、「4 児童館と家庭・学校・地域との連携」抜粋》

(3) 地域との連携

- ① 児童館の運営や活動の状況等について、保護者や地域住民等に積極的に情報提供を行い、その信頼関係を築くこと。
- ② 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。

③ 児童虐待等により支援が必要な場合には、市町村や児童相談所と連携して対応を図ることが求められるので、要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。

《以下、「5 児童館の職員」抜粋》

(2) 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- ① 子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。
- ② 子ども遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人ひとりと子ども集団の自立的な成長を支援する。
- ③ 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- ④ 地域の子どもの活動や、子育て支援の取り組みを行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。

⑤ 児童虐待防止の観点から早期発見に努め、対応・支援については市区町村や児童相談所と協力する。

- ⑥ 子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。

児童クラブ運営規程

(事業の目的)

第1条 〔以下「事業者」という。〕が設置する 児童クラブ (以下「事業所」という。) において実施する、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。) 第6条の3 第2項に基づき放課後児童健全育成事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所を利用している児童 (以下「利用者」という。) が、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る。
- 2 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村 (特別区を含む。以下同じ。)、児童福祉施設、利用者の通学する小学校その他の関係機関との密接な連携に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをしてはならない。
- 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。
- 5 前4項のほか、児童福祉法及び 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例 () その他の関係法令等を遵守し、放課後児童健全育成事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 児童クラブ
- (2) 所在地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童支援員 名 (常勤もしくは非常勤職員 名)
必要に応じ増減する。

放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者の保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。

- (2) 補助員 ■名 必要に応じ配置することができる。
補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。
- (3) 事務職員 ■名 必要に応じ配置することができる。
事務職員は、事務所運営に必要な事務を行う。

(開所日及び開所時間等)

第5条 事業所の開所日及び開所時間等は、次のとおりとする。

- (1) 開所日
- ア 原則として月曜日から土曜日までとする。
- イ 開所日数は1年につき250日以上とする。
- (2) 事業所の開所時間
- ア 小学校の授業がある日 学校終了時から ■時まで
- イ 小学校の授業の休業日 ■時から ■時まで
- ウ ■時以降は延長保育とし、 ■時まで
- (3) 年間の開所日
- ア 日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- エ その他児童クラブの定める日

(支援の内容)

第6条 事業所で行う放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業における支援の提供
- 第5条に規定する開所日及び開所時間において、利用者への支援の提供を行う。
- (2) その他支援に係る行事等

2 前項に定めるもののほか、おやつ提供を行うものとする。

(支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額)

第7条 事業所は、利用者に対する支援の提供にあたり、次に定める費用の額の支払いを受けるものとする。

- (1) 利用料 月額 ■円
- ただし、就学援助世帯及び生活保護世帯については、上記の金額を免除する場合があります。年度内で兄弟姉妹での利用がある場合は利用料の一部を減額する場合があります。
- (2) おやつ代 月額 ■円

(3) 傷害保険料 年額 円

利用を開始した日に関わらず、その年度における負担額とする。

(保険料に準じて変動する場合がある)

(4) 土曜日の利用 日 円

12時30分を越えて利用がある場合。

(5) 延長保育 日 円

18時を越えて利用がある場合。

(6) その他

教材費、プログラム参加費用等については、実費相当額を負担することとする。

2 前項の費用の額に係る支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者の保護者に対し、当該支援の内容及び費用について説明を行い、利用者の保護者の同意を得なければならぬ。

3 事業者は、第1項の費用の支払いを受けた場合は、申出があった際には当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者の保護者に対し交付するものとする。

4 第1項(1)(2)は、その合計額を超えない範囲で、年度に応じて変動する場合がある。

(利用定員)

第8条 利用者の定員は、原則として 名とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、 とする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 利用者が欠席をする場合には、利用者の保護者は電話その他の連絡方法により事業所へ届け出ること。

(2) 利用者又はその家族の感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められた場合は、事業者は利用者に対して休所を命ずることができる。
利用者の治癒証明書の提出を依頼できる。

(3) 下記の場合は閉所となる

台風、大雪、その他災害などで安全が確保できないと判断された場合

小学校の休校及び臨時休校など

インフルエンザ等により、学校・学級閉鎖の場合

その他児童クラブの定める日

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 現に支援の提供を行っている際に利用者の体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 支援の提供により事故が発生した際は、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

(非常災害の対策)

第 12 条 事業所は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

(苦情解決の窓口)

第 13 条 事業所は、その行った支援に対する利用者及びその保護者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業所は、社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすてはならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た障がい児及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の放課後児童健全育成事業者等に対して、利用者又はその家族の個人情報をを用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質の向上のため研修の機会を次とおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修・継続研修 年数回 ([] 課及びその他児童クラブに必要な研修会に参加する)
- 2 事業所は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完了の日から5年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に対する支援の提供に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は [] と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

放課後児童クラブにおける利用者負担について

(平成29年 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況調査(毎年5月1日時点))

- 放課後児童クラブの利用者負担については、現行、「事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる」とされており、利用料徴収を実施している市町村数は1,418市町村(クラブ実施市町村数の約9割)。
- 放課後児童クラブに係る利用者負担については、月額4,000円～6,000円に最も多く分布している。
- 利用料を徴収している市町村の多くが利用料の減免措置を実施している。(減免措置実施市町村数:1,199市町村)
- 一定水準以上の所得のある世帯等に対して利用料の加算を行っている市町村等がある。(加算実施市町村数:63市町村)

<市町村に対する調査>

1. 利用料徴収・減免の有無

	平成 29 年	
利用料の徴収を行っている	1,418	(87.6%)
利用料の減免を行っている	1,199	[84.6%]

注1:()内はクラブ実施市町村数(29年1,619)に対する割合である。

注2:[]内は利用料の徴収を行っている市町村数(29年1,418)に対する割合である。

2. 利用料減免の対象(複数回答)

利用料減免の対象	平成 29 年	
生活保護受給世帯	893 (55.2%)	[74.5%]
市町村民税非課税世帯	438 (27.1%)	[36.5%]
所得税非課税・市町村民税課税世帯	122 (7.5%)	[10.2%]
就学援助受給世帯	301 (18.6%)	[25.1%]
ひとり親世帯	409 (25.3%)	[34.1%]
兄弟姉妹利用世帯	664 (41.0%)	[55.4%]
その他市町村が定める場合	465 (28.7%)	[38.8%]
その他クラブが定める場合	92 (5.7%)	[7.7%]

注1:()内はクラブ実施市町村数(29年1,619)に対する割合である。

注2:[]内は利用料の減免を行っている市町村数(29年1,199)に対する割合である。

3. 所得額による利用料加算の有無

利用料の加算	平成29年	
一定水準以上の所得のある世帯等について、利用料の加算を行っている	63	(3.9%)

注:()内はクラブ実施市町村数(29年:1,619)に対する割合である。

<クラブに対する調査>

1. 利用料徴収の有無

	平成 29 年	
利用料の徴収を行っている	20,736	(84.4%)

注:()内は全クラブ数(29年:24,573)に対する割合である。

2. 平均月額利用料金の状況

利用料の月額	平成 29 年	
2,000円未満	537	(2.6%)
2,000～4,000円未満	4,034	(19.5%)
4,000～6,000円未満	5,832	(28.1%)
6,000～8,000円未満	4,688	(22.6%)
8,000～10,000円未満	2,676	(12.9%)
10,000～12,000円未満	1,566	(7.6%)
12,000～14,000円未満	514	(2.5%)
14,000～16,000円未満	334	(1.6%)
16,000円以上	555	(2.7%)
計	20,736	(100.0%)

注:()内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(29年:20,736)に対する割合である。

3. 利用料の減免の有無

	平成 29 年	
利用料の減免を行っている	17,016	(82.1%)

注:()内は放課後児童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(29年:20,736)に対する割合である。

市町村における利用料の減免の方法

(市町村数)

利用料減免の方法 (複数回答)	平成 29 年			平成 28 年			増減
利用料の免除 (利用料を徴収しない)	824	(50.9%)	[68.7%]	844	(52.6%)	[72.1%]	▲ 20
利用料の半額のみ徴収	600	(37.1%)	[50.0%]	609	(37.9%)	[52.1%]	▲ 9
所得に応じて複数段階で 減額	77	(4.8%)	[6.4%]	80	(5.0%)	[6.8%]	▲ 3
その他	648	(40.0%)	[54.0%]	605	(37.7%)	[51.7%]	43

注：()内はクラブ実施市町村数(29年：1619、28年：1,606)に対する割合、[]内は利用料の減免を行っている市町村数(29年：1199、28年：1,170)に対する割合である。

※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)
(平成29年7月11日以降保育課(子育て支援課)健全育成推進室)

学童保育室条例に基づく保育料徴収月額表

※保育料は日割りしません

(1) 平成29年分所得税非課税世帯

区 分	保育料月額
生活保護世帯 及び 平成29年度 市町村民税非課税世帯	0円
平成29年度 市町村民税均等割のみの世帯 及び 平成29年度 市町村民税所得割額5,000円未満の世帯	1,500円
平成29年度 市町村民税所得割額5,000円以上の世帯	2,200円

(2) 平成29年分所得税課税世帯

区 分	保育料月額
平成29年分所得税額30,000円未満の世帯	3,000円
平成29年分所得税額30,000円以上90,000円未満の世帯	3,800円
平成29年分所得税額90,000円以上150,000円未満の世帯	4,600円
平成29年分所得税額150,000円以上210,000円未満の世帯	5,500円
平成29年分所得税額210,000円以上270,000円未満の世帯	6,500円
平成29年分所得税額270,000円以上の世帯	7,800円

※非婚のひとり親の方を対象に、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施しております。申請することで保育料が減額となる場合がありますので、児童青少年課までご相談ください。

放課後児童クラブの給与等について

1. 雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況

	平成 29 年	
常勤職員	35,632	(27.1%)
非常勤職員	44,346	(33.8%)
嘱託職員	8,285	(6.3%)
パート・アルバイト	39,607	(30.2%)
その他	3,466	(2.6%)
計	131,336	(100.0%)

(人)

注：()内は総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

(平成 29 年放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の実施状況調査 (毎年 5 月 1 日時点))

2. 職員の一人当たり給与は、

月給払い：年額 270 万円

時給払い：年額 76 万円

【参考】

月給払い (公立公営)：年額 232 万円

(民立民営)：年額 286 万円

時給払い (公立公営)：年額 76 万円 (年間業務量：737 時間)

(民立民営)：年額 68 万円 (年間業務量：676 時間)

(平成 28 年度放課後児童クラブの経営状況等に関する調査)

3. 処遇改善事業の実施クラブにおける

平成 25 年度と平成 27 年度の給与比較

	平成 25 年度 (1人あたり年額 (推計値))	平成 27 年度 (1人あたり年額 (推計値))	改善率
月給払い	271 万円	320 万円	<u>18.1%</u>
時給払い	86 万円	96 万円	<u>11.1%</u>

【参考】

平成 25 年度

月給払い (公立公営)：年額 237 万円

(民立民営)：年額 288 万円

平成 27 年度

月給払い：年額 251 万円

時給払い：年額 333 万円

改善率

5.8%

15.6%

時給払い（公立公営）：年額 1 1 3 万円	↓	1 1 9 万円	5.6%
（民立民営）：年額 7 8 万円	↓	8 9 万円	14.7%

（平成 28 年度放課後児童クラブの経営状況等に関する調査）

4. 処遇改善の実施市町村数（平成 29 年度子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース）

- ・放課後児童支援員等処遇改善等事業
実施市区町村数 2 9 7 市区町村（1 7. 1 %）
 - ・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業
実施市区町村数 2 1 3 市区町村（1 2. 2 %）
- （※（ ）内は全国 1, 7 4 1 市区町村の割合）

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修 認定者名簿管理システムの概要

目的:

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の修了証等の作成及び認定者名簿の作成、管理等を行う。

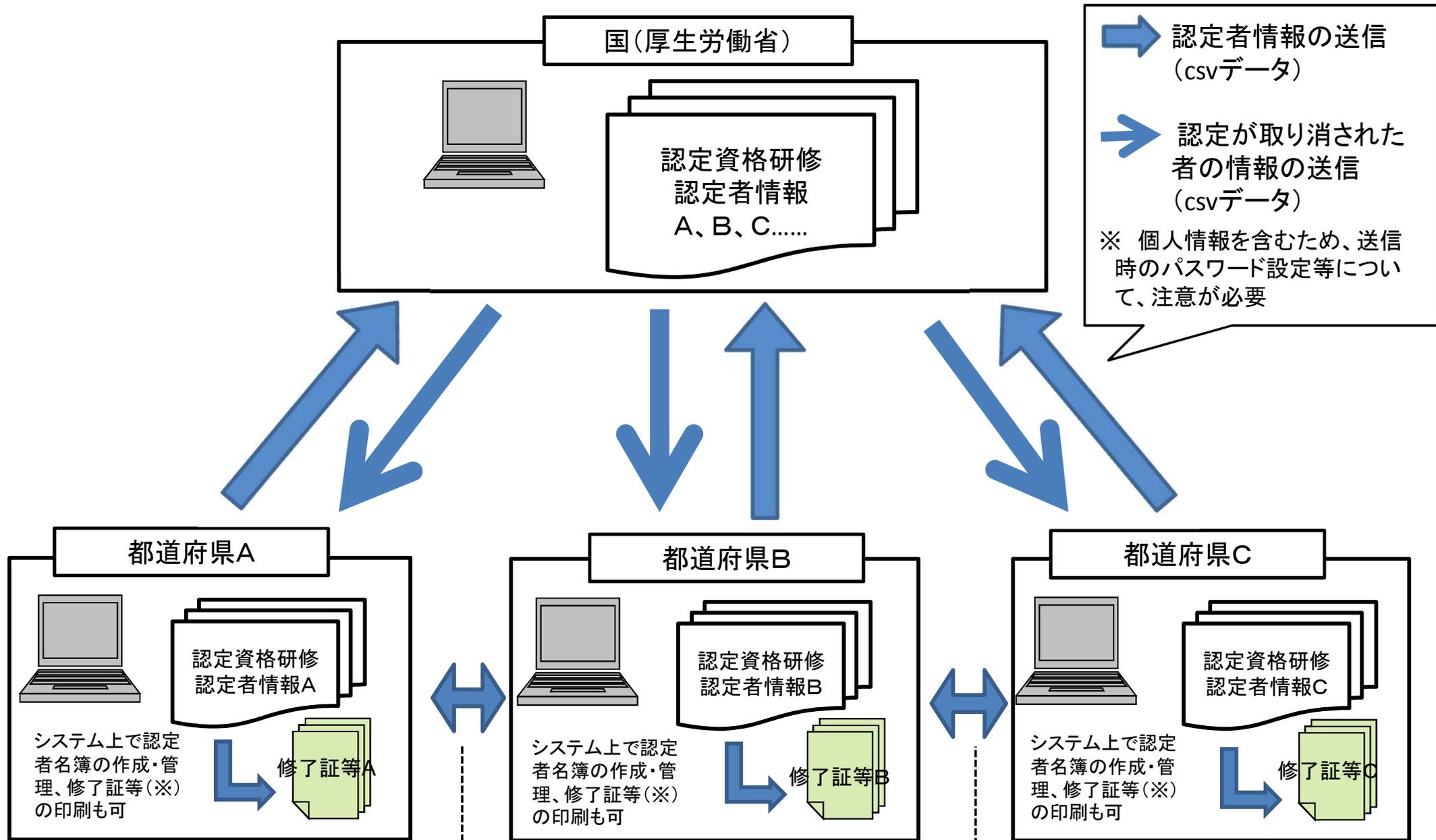
システムの仕様:

Microsoft Access ACCDE Database 2007 (.accde)

機能:

- 1 都道府県認定資格研修を修了したと認められる者の情報(氏名、生年月日、修了年月日、修了証番号等)を入力することにより、
 - ・「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」(様式第1号)
 - ・「放課後児童支援員認定資格研修修了証」(様式第2号-①)
 - ・「放課後児童支援員認定資格研修修了証(携帯用)」(様式第2号-②)の作成を行う。
- 2 都道府県認定資格研修の認定者情報(氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等)を入力することにより、認定者名簿の作成、管理を行う。
- 3 認定者情報を、CSVデータ化することにより、厚生労働省及び他の都道府県への送付を可能とする。
※ 厚生労働省への認定者情報の報告及び都道府県間の一部科目修了者の情報提供を行う。
- 4 厚生労働省において集約した、認定を取り消された者の情報を各都道府県に提供することで、その共有を可能とする。

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修 認定者名簿管理システム



 認定者情報の送信
(csvデータ)
 認定が取り消された者の情報の送信
(csvデータ)
 ※ 個人情報を含むため、送信時のパスワード設定等について、注意が必要

※・様式第1号(放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証)
 ・様式第2号-①(放課後児童支援員認定資格研修修了証)
 ・様式第2号-②(放課後児童支援員認定資格研修修了証(携帯用))

一部科目修了者等の情報のやりとり(csvデータ)

都道府県認定資格研修・認定者名簿イメージ

名簿No	枝番	氏名 ※最大20文字	(上段:現住所 / 下段:連絡先)			修了証番号	変更事由	取り消し事由	コメント ※最大120文字	登録	並び順									
			郵便番号	住所 ※最大45文字	電話番号						修了年月日	変更年月日	転出先 基準第10条第3項	並び順	昇順	降順				
都道府県 (転入元)		生年月日									履歴	無	有							
											変更事由	全て	取消以外	取消						
											詳細検索	非表示	表示							
											修了科目									
選択	1	1	〇〇 〇〇	XXX-XXXX	□□□□XX-XX	XXX-XXX-XXXX	第〇〇号	新規			〇〇〇〇〇〇	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	編集
	〇〇県	XX.XX.XX				XX.XX.XX	XX.XX.XX					⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
選択	2	1	〇〇 〇〇	XXX-XXXX	□□□□XX-XX	XXX-XXX-XXXX		転入			〇〇〇〇〇〇	①	②	③	免	免	⑥	⑦	⑧	編集
	〇〇県	XX.XX.XX	XXX-XXXX	□□□□XX-XX	XXX-XXX-XXXX	XX.XX.XX			四			⑨	⑩							
選択	3	1	〇〇 〇〇	XXX-XXXX	□□□□XX-XX	XXX-XXX-XXXX	第〇〇号	新規				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	編集
	〇〇県	XX.XX.XX				XX.XX.XX	XX.XX.XX					⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
選択	3	2	〇〇 〇〇	XXX-XXXX	□□□□XX-XX	XXX-XXX-XXXX	第〇〇号	転出				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	編集
	〇〇県	XX.XX.XX	XXX-XXXX	□□□□XX-XX	XXX-XXX-XXXX	XX.XX.XX	XX.XX.XX			三		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
選択	4	1	〇〇 〇〇	XXX-XXXX	□□□□XX-XX	XXX-XXX-XXXX		取消	虚偽又は不正		〇〇〇〇〇〇〇	①	②	③	免	免	免	免	⑧	編集
	〇〇県	XX.XX.XX	XXX-XXXX	□□□□XX-XX	XXX-XXX-XXXX	XX.XX.XX						⑨	⑩	⑪	⑫	⑬				

情報入力

条件による抽出

修了科目の管理

資格要件による科目免除の確認

取消事由の管理

※科目名

- | | | | |
|------------------------|----------------------|-------------------|---------------------------|
| ①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 | ⑤児童期(6歳~12歳)の生活と発達 | ⑨ 子どもの遊びの理解と支援 | ⑬子どもの生活面における対応 |
| ②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護 | ⑥障害のある子どもの理解 | ⑩ 障害のある子どもの育成支援 | ⑭安全対策・緊急時対応 |
| ③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ | ⑦特に配慮を必要とする子どもの理解 | ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援 | ⑮放課後児童支援員の仕事内容 |
| ④子どもの発達理解 | ⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援 | ⑫ 学校・地域との連携 | ⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守 |

兒童厚生施設運營要領

— 1 9 5 0 —

厚生省兒童局

序

児童厚生施設は、児童福祉にはじめてとり上げられ、児童福祉施設最低基準に包括的な規定があるが、その実体は地方の実情に即して、いろいろな型の施設が、いろいろなやり方で運営されているのである。しかし、その根本理念は一つのものでなくてはならない。本書はそれを示すとともに、施設運営の基本的な事項について概説したものである。児童厚生施設はいかにあるべきかについて、論議は十分につくされたとはいえず、その意味で本書は一つの試案ともいふべきものであり、これによつてすべてが盡されているというわけではない。今後なお研究が續けられなければならない。

本書の編さんに当つては、左記の方々にお願いして、数回にわたつて討議していただき、また児童遊園に關しては建設省都市局施設課と協議し、その助言を得たもので、資料はその提供にかかるものである。ここに記して厚く感謝する次第である。

- | | |
|---|--|
| <p>朝 原 梅 (東京社会事業短期大学)</p> <p>松 本 輝 作 (東京都公園観光課)</p> <p>末 田 ます 子 (日本児童遊園協會)</p> <p>内 山 正 雄 (建設省都市局施設課)</p> | <p>森 田 茂 (建設省都市局施設課)</p> <p>長 松 太郎 (建設省都市局施設課)</p> <p>三 野 亮 (日本社会事業協會)</p> |
| <p>牧 根 岸 眞 太郎 (日本社会事業協會)</p> <p>武 居 正 利 (日本児童遊園協會)</p> | |

昭和二十五年三月

厚生省児童局長 高田正己

目次

序

一 児童厚生施設とは何か	1
一 子供の遊び場	4
二 児童厚生施設の意義	4
三 児童厚生施設の任務	7
二 児童厚生施設の設備	10
一 設置する場所と施設の規模	10
二 設備の最低基準	12
三 児童遊園と児童公園	12
四 児童遊園の設備	14
五 児童館の設備	15
三 児童厚生施設の職員	16
一 児童厚生施設の職員	16
二 子供のレクリエーションと指導者	17
三 児童指導員	18
四 指導者の養成	19

四 指導の内容と方法

一 指導の内容

二 指導の方法

三 子供の組織

五 設置と運営

一 児童厚生施設の認可と監督

二 経営と財務

三 運営委員会

四 管理

五 研究と連絡

関係資料

児童福祉施設最低基準 (抄)

児童福祉施設最低基準施行について (抄)

緑地計画標準 (抄)

復興土地復興整理設計標準 (抄)

児童公園の設置及び運営について

主要参考書

一 児童厚生施設とは何か

1. 子供の遊び場

子供の遊び場といつても、いろいろの種類があり型がある。子供が大きくなるにつれて遊びの種類や行動範囲の広さが異ってくるから、どの年齢の子供を対象とする遊び場であるかによつて、遊び場の型が変り、土地の事情や設置者の目標のおき所によつて遊び場の種類が異ってくる。

(1) 子供の年齢と遊び場

幼児、少年前期、少年後期と三段階位にわけて、どの年齢層の子供を対象とするのかをはつきりと考え、それによつて遊び場の設備の種類や大きさがさまじり、また計画的に配置する場合の施設の大きさや間隔が異ってくる。幼児のための遊び場は、小さいものを数多く作る必要があり、大きな子供のための遊び場は大きなものがばらばらにあつてよいのである。

(2) 都市と田舎

都会では積極的に屋外の遊び場を設けることが必要である。戦災復興の都市計画では、公園緑地の面積は都市面積の一〇%以上を標準とし、その内児童公園を含んで小公園の面積を五%以上留保することとなつているが、都市計画によつて確保される空地を子供の遊び場とする以外にも、できるだけ空地を利用し、また神社や仏閣を利用して遊び場を設けてやるようにしたい。空地を多く確保することは、子供の遊び場としてだけでなく、火災や地震などの災害のときの避難や、火災の延焼防止のために大きな役割を果すものである。遊び場として適当な空地がどうしても得られない場合は、一時的な措置として、警察に頼んで横町などの交通のはげしくない道路を区切つて一定の時間だけ車馬の通行を止め、これを子供遊び場とすることも、交通に支障のない限りできることである。

屋内の遊び場は、屋外の遊び場が得られない場合に、その代りをするという意味もあるが、それよりも屋内の遊び場を通して子供の指導をはかるといふ積極的な意図のもとに設けられるべきものである。これは屋外の遊び場と併行して考慮されるべきものである。

都会では都市計画以外に児童厚生施設のための空地を獲得することが困難であるので、できるだけ既存の施設や建物を利用することを考えたい。保育所や幼稚園の設備を、その事業に差支えない範囲で解放するとか、或いは、その設備を拡充して、これに併設することも考えてよい。また公民館や隣保館の一部を利用するなど、種々の工夫が必要である。

農村の子供たちは、広い野外をとび廻っているが、野球をやれる原っぱや、ブランコのある遊び場が欲しいのである。これは遊び場に対する切実な必要というよりも、そうした設備に対する欲求である。農村ではむしろ子供たちがクラブ活動をするのに必要な部屋を欲しがっている。童話会や灯会のような集り、子供たちの芸能会などに使ったり、また子供たちが常に集って相談をしたり一緒に遊んだりする家か部屋が必要である。これは部落に公民館があれば、それを使うこともよい。

(a) 屋外と屋内

屋外の子供の遊び場としては、児童遊園、児童公園、少年野球場などがあるが、児童遊園や児童公園は対象とする子供の年齢の差に従って設備の規模を変化させなければならない。空地や神社や寺の境内を利用するときには、そこに垣をめぐらして子供の遊び場であることを明示し、ブランコ一つ、鉄棒一本でも作って、遊び場としての形をととのえてやりたい。

屋内の遊び場には児童館がある。児童館も対象とする子供の種類や数によつて、その規模や設備や運営のやり方が異つてくる。一つの市に一つ位の大きな児童会館というものは、多くの小さな児童館や子供クラブなどのセンターとしての役割をもつものと考えてよい。普通には施設を利用する子供たちが、毎日のように集まることを目標にして設けられるものが考えられる。

二 児童厚生施設の意義

(一) 児童福祉施設

児童厚生施設とは、子供のためのレクリエーションの施設であつて、児童福祉法による児童福祉施設となつてゐるものをいうのである。即ち、単なる子供の遊び場という意味ではない。児童福祉法による児童福祉施設については、

- 1、国及び都道府県以外のものが設置する場合には、都道府県知事の認可が必要であること。
- 2、施設の設備及び運営について定められてゐる児童福祉施設最低基準をまもらなければならないこと。
- 3、最低基準をまもつてゐるかどうかについで監督をうけること。
- 4、都道府県、市町村その他の公共団体は、主として児童福祉施設のために使う土地や建物に対して、租税その他の公課を課することができないこと。(但し賃賃料をとつてゐる場合は課する。)

というような点をはじめとして、種々の規定があつて、それにより保護されたり監督されたりするのである。現在の段階で残念なことは、児童厚生施設の設置に対して国庫補助金のないことである。しかし、都市計画によつて設置される児童公園に対しては国庫補助があるので、この児童公園を児童厚生施設として運営することが望ましい。

5、これについては後に述べる。

(二) 児童厚生施設の意味

児童福祉法には児童厚生施設を次のように規定してゐる。『児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。』(法第四十條)

(注、以下、法とは児童福祉法、令とは児童福祉法施行令、基準とは児童福祉施設最低基準を略称するものとする) 児童遊園と言ふのは屋外の遊び場の例示で、児童館と言ふのは屋内の遊び場の例示であるから、必ずしもこの二種に限るわけではないが、健全な遊びを与えて健康を増進し又は情操の陶冶ということを目的として運営され、子供の人格を成長させることを根本とすることを忘れてはならない。単に場所や遊びを提供してゐるだけで指導がないと、却つて危険を生じたり、子供たちに悪影響を与えるようなことが起らないとは限らない。児童厚生施設は子供の人格

児童厚生施設は児童福祉法によつて認められた公共のための施設であり、営利を目的とするものは児童厚生施設として認められない。

三、児童厚生施設の任務

児童厚生施設の対象とするところは、すべての子供であるが、地域的に、また子供の一人一人についてみれば、最も遊びに恵まれない地域、恵まれない子供たちにまず利用されるように考慮することが必要である。その後、すべての子供に及ぶことが望ましく、児童厚生施設を最も強く必要とする地域が、後まわしになり、最も遊び場に恵まれない子供たちが取残されることのないような配慮が必要である。その任務は次のように考えられる。

- (一) 安全な遊び場を興えること。(これは子供をまもる上の基本的なことである。)
- (二) 楽しい遊びを興えること。(訓練に重きをおいたり、形式に流れたりして、楽しさを失うようなことがあつてはならない。)
- (三) 心身の向上をはかること。

子供たちが施設の中でのレクリエーションを通じて、ほんとうに健康になり、情操がゆたかになつて行くかを、施設の責任として常に観察し反省しなければならぬ。

情操 情操をゆたかにするということが、大切なことは道徳性を養うことである。単に芸能に長ずるといふだけでなく、自然に対する親しみを深め、人との交りの楽しさを知り道徳の尊ぶべきことを、さまざまのレクリエーションの中で自然に教えられることが必要である。ある何かの芸が上手になるとか、あるゲームに上達するというだけでなく、円満に情緒が発達し、社会性を備えるように指導することを考えなければならぬ。

健康 子供の身体の発育を考慮に入れ、レクリエーションの種類が偏らないように配慮する。

創造 レクリエーションの中で子供の創造力を養う。自分で何かを作りだす、何か人のためにつくしてそれをよる。

こびとすることを、プログラムにとり入れることが必要である。説教でなく、実践を通して、そのよるこびを教える。

自主性・協同性・親和性 子供たちが自分で考え、自分たちで行動するように指導する。また、共同生活の秩序をまもることを教え、人と協力して仲よく楽しく効果的に遊ぶ方法を会得させる。順應性の少ない子供をなじめさせ、皆と協同させ、子供たちが互に親しみ合いたすけ合ふ楽しさやさしさを知らせる。

よい生活習慣 施設でのお互い同志の礼儀や、清潔や、道具や樹木を大切にすることや、管理整頓について自分たちも責任をもつてやりとげるなど、いろいろな面で、よい生活習慣を与える。

リズムカルな生活活動と気分転換、生活を面白く楽しくするということは、大切な生活技術である。それは心もかからも、日リズムカルな活動を行うことである。生活に変化をもたせることである。その変化は自分の心のもち方、一日の生活の運び方によつて生ずる。その運び方はレクリエーションの経験によつて会得する。心の変化は、発的な気分転換によつて得られる。レクリエーションのよい経験をもつていけば、これは簡単にできる。児童厚生施設は、ひいては子供のこのような生活習慣の形成に役立つように配慮しなければならぬ。

自然研究 ゲームや芸能の指導、文化財の利用に重点がゆきやすいので、とくにこの点を注意する必要がある。子供の文化的教養 子供のしあわせとはどんな状態であるかについては、いろいろな角度から答えられるが、一人一人の子供については、一例として次のような言い方をすることができる。

- 1 健康で明朗。
 - 2 家族、友人、隣り近所の人々とお互に愛し合い尊敬し合つて平和に暮す。
 - 3 物質的にも精神的にも恵まれる。
 - 4 常に進歩する。
 - 5 自分のためにだけでなく他人のため社会のために盡すことができる。
 - 6 娯楽や文化的な楽しみをたのしむ能力を持ち、またこれに恵まれる。
- これを総括すれば、健康にして文化的な生活ということになるが、文化的な生活というのは、ただ外からいろいろ

心身の向上をはかるという事は、いかにすれば子供の全体として調和のとれた成長をはかることであり、それは子供の人格を作ることである。その要素は右に述べたように種々なものに分けることができるが、児童厚生施設は、これらのどれかを伸ばしてやるのに役立つだけではなくて、これらのすべてを伸ばし、全体として子供の人格が育てられるように調整することが必要である。ただ運動をさせればよい、児童向の映画を見せればよい、子供を愉快に遊ばせさえすればよい、というのであつては、児童厚生施設として十分に任務を果すものではない。レクリエーションを通して社会の一員としての子供の全人格の成長に寄与するところに、児童厚生施設の任務がある。

四 子供の人格の成長をはかること

心身の向上をはかるという事は、いかにすれば子供の全体として調和のとれた成長をはかることであり、それは子供の人格を作ることである。その要素は右に述べたように種々なものに分けることができるが、児童厚生施設は、これらのどれかを伸ばしてやるのに役立つだけではなくて、これらのすべてを伸ばし、全体として子供の人格が育てられるように調整することが必要である。ただ運動をさせればよい、児童向の映画を見せればよい、子供を愉快に遊ばせさえすればよい、というのであつては、児童厚生施設として十分に任務を果すものではない。レクリエーションを通して社会の一員としての子供の全人格の成長に寄与するところに、児童厚生施設の任務がある。

二 児童厚生施設の設備

一、設置する場所と施設の規模

児童厚生施設を設置する場合に、その場所や施設の規模は、いろいろな条件を考慮して定められるべきものであるが、その基本的な考え方として次のような事項をあげることができる。

(一) 必要な場所に設けること

町や部落の人々の自発的な協力で、その地区の子供たちのために設置する場合は別として、地方公共団体や児童福

祉事業団体が計画的に設置する場合には、できるならば最も遊び場に恵まれない地域から先に設けるように努めることが望ましい。敷地等の関係で、そうした地域の中に設けることができない場合は止むを得ないとしても、できるだけ遊び場に恵まれない子供たちに先ず遊び場を与えるように心がけたい。

もちろん、どこにでも設けられるところに設け、又は理想的な施設を美しい環境の中に設けることも無意味ではないが、そのために悪い生活環境におかれる子供の遊び場が後廻しにされることのないような配慮が必要である。

(二) 小さな施設を数多く

児童厚生施設は、大きなものがばらばらにあるよりも、小さなものが数多くある方がよい。ことに幼児や低学年児童を対象として設置する場合には、大きなものがばらばらにあつたのでは十分に利用することができない。施設へ集まる幼児は、せいぜい三百米までの範囲である。

(三) 安全で健康な場所に設けること

児童厚生施設を利用する子供が、施設へ来るために危険な場所を通つたり、また施設そのものが危険な場所や風紀上よくない場所に近いところにあつては施設の目的を果すことはできない。安全で健康な場所として考えられる条件には次のようなものがある。

- 1 交通のはげしい通りや、汽車電車の線路、河などを横切らないで行けること。
- 2 危険な地形の場所にあつたり、あるいは危険な地形の土地や建物その他危険物に隣接しないこと。
- 3 工場、病院、屠殺場、塵埃処理場、墓地、火葬場等に隣接しないこと。
- 4 騒音のはげしい場所を避けること。
- 5 児童の風教上に悪い影響を与えるような場所を避けること。止むを得ないときには周囲から悪い刺激を受けないように考慮すること。

四 子供の数に應じた大きさと配置

ある児童厚生施設を利用する子供たちはどの程度遠くから来られるか。建設省の緑地計画標準では児童公園の誘致半径を年令別に次のように定めている。

少年公園（主として十四、五才以下）——〇・六キロメートル

幼年公園（主として十一、二才以下）〇・五キロメートル

幼児公園（主として学令前）——〇・二五キロメートル

これは子供が公園に遊びにくる距離によつて定められた理想の場合であるが、だいたいにおいて児童厚生施設を日常利用できる子供の範囲というものは、平均してせいぜい五〇〇メートルまでであると考へてよいであろう。そうすると、この範囲内にいる子供のうち、どの程度のものが施設を必要とするかを考へて、必要な大きさが定められる。

例 経済の負擔に耐えられる大きさ

すでのべたように、児童厚生施設の大きさは、そこを利用する児童の數によつて考慮されるが、そのほか、その施設を維持する経費の見通しによつても考へなければならぬ。児童遊園の場合は比較的問題が少いが、児童館の場合には必要以上に大きなものは維持費がかさむ。小じんまりした施設で、地元各市町村の予算なり、有志の拠金、利用者の会費等よく維持することのできる程度のものであることが必要である。

例 公園その他都市計畫の施設との關係を考慮すること

都市には色々な種類の公園があり、都市計畫上それらが一つの系統をなして有機的な機能を持つようにならなければならない。児童遊園もその系統の一環として計畫されれば、利用上からも最大の効果をあげ得るのであるから、それらの施設の配置や計画がどうなつてゐるかを研究した上で位置を決定するようにしたい。又、街路や地域制などの面も十分に考慮し、適切な位置に設けることが必要である。

但し、右のようにして適切な位置に児童遊園を設けることが直ちに実現できない場合とか、或いは地域の人々が自分たちの手で空地を利用して児童遊園を設ける場合などには、手近な所で設置する方がよいことはいふまでもない。

児童遊園が、理想的に配置された場合には、児童遊園の中に児童館が設置されていけば申分がない。ただ児童遊園が小さい場合に、その中に児童館を設置すると、児童遊園の機能がとまつてしまうから、その場合には児童遊園と別に考慮しなければならぬ。

例 既存施設の利用

適当な空地を得られない場合や、専用の建物が得られない場合に既存の他の施設を利用して児童厚生施設とすることが望ましい。放課後の幼稚園の設備、保育所で業務に差支えない範囲の設備を利用して児童厚生施設を開設することは容易である。また、保育所や幼稚園に児童館ないし児童遊園を附設することも結構なことである。ただこのような場合に、経理の面を混乱させないように十分注意することが必要である。公民館や隣保館の建物の一部を利用して児童館として運営することもよい。神社の境内や、寺の建物の一部と境内なども、児童厚生施設に利用しやすい。

二 設備の最低基準

(一) 構造設備の一般原則

すでに設置する場所のところでものべた通り、児童厚生施設は危害防止に十分な考慮を拂つて設けられなければならないのであるが、とくに児童館等の建物の構造設備は、危害防止のほか採光、換気等保衛衛生にも十分考慮を拂わなければならない。また非常口その他の非常災害に必要な設備を設け、軽便消火器等の消火用具を備えつける。

(二) 設備の基準

児童厚生施設には、子供の遊び及び施設の事務をとるのに必要な設備を設けなければならない。(基準第五十九條)

設備の基準は次のように定めてある。(基準第六十條)

1 児童遊園等の屋外の施設

広場、ぶらんこ及び便所の外、必要に應じ砂場及び滑り臺を設けること。

2 児童館等の屋内の施設

集会室、遊戯室、図書室及び便所の外、必要に應じ映写室(遊戯室その他大きな室と兼ねることができ)を設けること。

(三) 設備の基準についての指導方針

児童厚生施設は現状ではなかなか整つたものを數多く設けることは困難であるので、この基準に適合できないという理由で、既にできているものを廢止したり、新設を見合せたりすることなく、簡易なものを數多く設けて、だんだ

この意見があつたが、現狀にかんがみ、設備については何か児童厚生施設としての特色がでていけばよい。むしろ指導者を置くというところに重点があるというわけで、このようなきわめて簡単な設備を最低基準とするようになったのである。基準以上に設備を充実できるところは立派な設備をもつことは結構であるが、設備を非常に立派にしたために設置箇所が少くなるというようなことは避けたい。

三、児童遊園と児童公園

児童遊園と児童公園との間に設備について本質的な差異は何もない。ただ児童公園は、都市計画法により建設省が所管し、公共空地整備事業の一環として各地方公共団体に對し国庫補助金を支出し整備されているが、児童福祉法による児童遊園は公設私設を問わず都道府県知事が認可したものであつて、厚生省がその運営を監督指導し、現在は設置についての国庫補助金は支出されていない。児童遊園には児童福祉法によつて厚生省令として定められた児童福祉施設最低基準の規定があり、児童公園には建設省で定めている緑地計画標準による設置基準があるので、兩省では、次のような取扱方針を地方公共団体へ通知した。

- 一、各都道府県で児童公園の設置について、公園を主管する課（土木部都市計画課）と民生部児童課とが常に緊密な連絡を保つこと。
- 二、児童公園の設備は児童福祉施設最低基準に定める児童厚生施設の基準にも合致するように勘案すること。
- 三、こうして設けられた児童公園をなるべく児童福祉施設最低基準の規定に従つて児童厚生施設として運営するよう指導すること。

児童公園は都市計画の一環として設置されるものであるが、児童福祉法による児童厚生施設としての運営が行われることが望ましい。児童公園で、児童厚生施設の最低基準に適合した運営をなすに至らないものは児童遊園とはならないから、児童公園には、児童福祉法による児童厚生施設を兼ねるものと兼ねないものとがありうる。

四、児童遊園の設備

児童遊園の設備について最低基準に定めた事項はきわめて簡単なものであるが、さきにもべたように、基準以上に設備をととのえることは望ましいことであるから、ここでは普通に児童遊園として備えてほしい設備についてのこととする。

一、面積

面積について、どれだけの広さがなければならぬという規定を設けていないが、三〇〇坪はほしいところである。最低基準をつくるための最初の意見として日本社会事業協会が委員を委嘱して試案をまとめたとき、児童遊園の最低面積は六〇〇坪であつた。三〇〇坪というのは五〇人以上の子供が一度に集まつて何かする場合、広場の面積は一人当り三坪必要とする計算から割り出したもので、広場が一五〇坪、運動器具や建物、植込等で一五〇坪ということになる。

六〇〇坪としての児童遊園案は次のようなものである。

——児童厚生施設最低基準案昭和二十二年十二月、日本社会事業協会より——

児童遊園は、児童が屋外で遊戯、運動、音楽、製作、集会等をするために必要な左の設備及び器具を備えなければならぬ。

- 一、自由遊戯場（指導遊戯場）は土地面積の二分の一、運動器具の場所は同じく四分の一、建物、植込、花、芝生等は同じく四分の一。

二、ブランコ、砂場、滑臺。

三、腰掛、水呑場、手洗場、足洗場、事務所、掲示板、便所。

四、柵、日蔭樹木、藤棚又は葛棚、屋外ステージ。

五、児童遊園の最低面積は六〇〇坪とし、自由遊戯場一人当りの利用面積は三坪とする。

緑地計画標準に定めてある児童公園の面積は、次の通りになつてゐる。

少年公園 〇・八ヘクタール(二四二〇坪)
幼年公園 〇・五ヘクタール(一五三三坪)
幼児公園 〇・二ヘクタール(六〇五坪)

遊園として必要な面積は、先にのべたような誘致半径によつて見た誘致区域内の子供の数をにらみ合せて、利用見込の子供の数と子供一人当りの必要面積とから計算する方法が普通であるが、あまり大きすぎると年長の子供が野球をやりたいがつて、小さい子供が遊ぶのに危険であるような場合がしばしばおこるから、広い敷地の使える場所では球戯のできる広場を区劃をつけて別にする方が安全である。幼児や低学年の子供のためには、小面積のものでよいから、なるべく数多く設けられることが望ましい。

(2) 地割

普通には次の通りに考えればよい。

自由広場の部分	$\frac{1}{2}$
遊戯施設の部分	$\frac{1}{4}$
植栽の部分	$\frac{1}{4}$

敷地面積が小さければ植栽の部分を小さくする。また設備費の関係で遊戯施設が少なければ、それだけ自由広場が大きくなる。また敷地面積が小さい場合には、できるだけ自由広場をひろくとりよにし、遊戯施設を敷地の周囲に配置するという工夫も必要である。遊戯施設の部分は遊園の隣接地との関係を考慮し、日蔭となる場所を避けなければならぬ。また少年のためには、敷地に余裕があれば、男子と女子の遊戯施設の部分を別にできるとよい。

(3) 設備

兒童遊園の設備としては、運動遊戯の設備が中心になるが、運動の後の休養、慰樂の催し、情操教養等のための設備を欠くことはできない。さらに保健衛生、管理のための設備も必要であるし、遊園を美しくみせるための修景設備も、遊園がよい環境となるために心がけたいところである。

どんなに立派な運動遊戯の器具がそろつていても、緑の木の少ない遊園は殺風景なものである。設備の内容として

は一般に次のようなものが考えられるが、遊園の面積、対象として重点となる子供の性別や年齢、等に應じて、最低基準に定めたもの以外は、適宜に取捨選擇する。

(1) 運動遊戯設備

ブランコ類(ブランコ、腰掛ブランコ、椅子ブランコ)、滑り臺、シーソー、ジャングルジム、ラダー類(ホリゾンタルラダー、パラゾンタルラダー、テーターラダー)、鉄棒、砂場、徒渉池、ままごとの家、広場。

(敷地があれば野球場、バレーコート、ローリースケート場、水泳プール等を設けるとよい)。

その他メリーゴーラウンド、オーシャンウェーブ、などの複雑な器具があるが、比較的故障が多く、子供も案外あきやすいという意見もある。これとは逆に、大きいヒューム管を横倒しに転がしておいたりすると、子供たちは喜んでその中にもぐつたりぐり抜けたりして遊ぶし、土で低い築山をつくつただけでも登つたり滑つたりして遊ぶものであつて、必ずしも高価な複雑な器具がよいとは限らない。積木、三輪車、大ボール、ピンポン臺とピンポン道具などを備えつけて、使わせるのもよい。

次に主要な運動遊戯設備について若干の説明を加えてみる。

◇ブランコ類

腰掛ブランコは向い合つた二つの腰掛を、パイプ製の支柱又は木製の支柱に吊し、二人か四人の子供が腰をかけた底の踏板に足を突つ張り合つて前後にゆするもの。木製と鉄製(パイプ組立)とあるが、木製のはこわれ易い。椅子ブランコは、普通のブランコの踏板の代りに、丈夫な木製の椅子を取りつけたもので、腰掛の前の方に留木をはめこんで、幼児が腰掛から落ちるのを防ぐ。この留木は腰かけるときに便利に上下にスライドさせるようにする。

普通ブランコも木製と鉄製とあり、いずれも梁と柱と支柱でささえ、これに踏板を吊す。踏板の数によつて二連三連、四連、六連等がある。踏板の上面の高さは、子供の膝の上までの高さの一〇程を加えたものが最も適當なもので、ブランコを利用する子供の年齢によつて高さを考えて設計する。踏板はカン、タモ等の堅い木を用い、これを吊りさげる吊り繩にはマニラロープ、チェーン等が用いられる。吊り繩と梁とを別のチェーンで連結しておけば安

全である。

プランコ類は使用のはげしいもので、それだけ故障の多いことを覚悟しなければならぬので、できるだけ堅固で安全な設計をすることが肝心である。なおプランコの周囲には人止柵を設ければ安全である。

◇滑り臺

滑り臺には滑り板がまつすぐなものと、波のようにうねるものと、ぐるぐる廻るものがある。材料としては、木、鉄(滑り板は木)、鉄筋コンクリート等があり、滑り板の木はカシ、ヒノキ等の堅木を用いる。径三寸のパイプを横棒にして、板には巾三〇糎、長さ三—五米の堅木を用いる。この板の長い程、高さが低い程安全であるが、子供の脚の下半分の長さを参考にして高さをきめる。パイプを地中にコンクリートで固定し、重心調節用の凹みが五つ程ついている金具を板の中心の裏がわにとりつけ、その凹みをパイプにはめる。板がパイプから外れないようにチェーンを渡すとよい。腰掛ける部分には握金具をつける。簡単に作るに角度は三〇度がよく、地上一五糎のところまで水平に約六〇糎のばす。踊り場の高さは二米半ぐらいが適當である。滑り板の幅は六〇糎、手すりの高さは一五糎とする。滑り板を踊り場から平行に又は直角に複式にすると経費もやすくなり。

◇シーソー

高さ五〇糎ぐらいの横棒を枕にして板を渡し、両端に子供がのつて上り下りして遊ぶ、ギョッコバツタンコである。普通には枕を丸木で作る、板の中心の裏がわをくつて凹みをつけ、その両側に上りどめの木をうちつける。

◇ジャングルジム

子供の木登の欲望を安全に満足させるもので、パイプ製と木製とある。パイプ製は基礎をコンクリートで固めたところに径二寸のパイプを立て、接手でいろいろな連絡して組み立てる。この際つなぐパイプを一カ所に集めないで、縦横交互にすると強くなる。木製のものは細い足場丸太を磨いて組合わせるが、釘、針金、ボルト等の連絡金具に危険のないように注意する。

◇ラダー類

ホリゾンタルラダーは、高さ一・八米内外のパイプの支柱を二本づつ三・六米の間隔で立て込み、これにパイプの梯子を水平にかけ渡したもので、子供がこれにぶらさがり、手を交互に進めたり、両手で一緒に次のパイプに飛びついたりして渡つて歩くのである。支柱には径二寸のパイプ、梯子の横棒には径一寸のパイプが用いられる。パラジナルラダーは梯子が山型にわん曲しているもの、テーターラダーは径二寸のパイプの柱に梯子をとりつけ、その両端に子供がぶら下つてシーソーのようにして遊ぶもので、高さは一米内外とする。

◇鉄棒

児童遊園に設置する鉄棒は、高さ一・二米ないし一・五米のものが考えられ、高さのちがつたものを二、三本連結して設置するとよい。鉄棒は一寸、一寸二分の一等の太さである。柱はパイプと木と用いられるが、木を用いる場合は三寸ないし三寸五分角の堅木の柱とし、鉄棒の柱に入る部分を四角に、柱の穴も四角にして、鉄棒のまわりを防ぐ。柱には根柵を取つて堅固に立て、また柱の下には割栗を打込んで沈下を防ぐ。鉄棒の下の地面は掘り下げて厚く砂を敷く。

◇砂場

コンクリート又は木で縁をとる。大きさは適宜でよいが、縁の高さを一五糎として土と砂とまざらないようにする。縁の内側に一段の臺をおけば、この上で遊ぶにも腰をかけるのにもまた子供が砂場に入るのにも便利である。砂の深さは三〇糎程度とし洗砂を用いる。砂場の底は割栗を搦め目潰砂利をいれる。また底の割栗の上に粗コンクリートを打ち、これに溝と排水孔を設ければなおよい。

◇徒渉池

浅いコンクリート製の池で、円形、四角形、あるいは自然形といろいろなにできる。深さは縁のところを二〇糎内外、最も深いところで四十五糎あればよい。一方に給水孔、底に排水孔、横に溢水孔をつくる。滑らないように底を豆砂利の洗い出しにすることもあるが、冬にフォーラスケートなどできるようにするには平な底の方がよい。水の汚れるのが早いから、常に水が流れるようにしたい。

◇ままごの家

幼児や女の子のために、小さくままごごの家をよつておける。柱と屋根があればよく、壁はなくてもよい。子供

がのばらないように屋根を急勾配にする。

◇広場

広場は平坦な土地であることが望ましい。遊園全体についてもおなじだが、排水のよいということが大切な条件で、雨がやんだらすぐ遊べるようでありたい。一部分を舗装することや、広場の隅に屋根をつけることも工夫の一つである。冬に霜柱の立つところでは、小砂利を敷くと冬でも広場を使えるが、砂利を敷くのはなるべく避けて、砂を十分にまくことができればなおよい。ややまとまつた人数で集団ゲームをするためには、最低一〇〇坪の広場は欲しい。

(2) 休養設備

ベンチ、芝生、藤棚、園亭、バーゴラ、休憩所。

ベンチはなるべく多くの子供たちが同時に利用できるようなものがよい。耐久力の点ではコンクリートが最もよく冷いから表面に木製のスノコを嵌めこんでおくとよい。木製の場合は雨のたまらないように防水塗料を用いると補強になる。設置するのは広場の隅、修景設備の附近、幼児の遊具附近等が選ばれる芝生は最も簡単な休憩所である。

藤棚、葛棚等は、日陰をつくるとともに、その下にベンチをつくる。園亭、休憩所等ができればなお結構であるが、できるだけ簡潔で丈夫なものにしたい。バーゴラは藤棚のように木製の柵を組み、これに葛、バラ、その他まわりのびる性質の植物を繁茂させ、日陰をつくり休息の場所とするのである。

(3) 教化設備

野外ステージ、見本園、小動物舎、ニュース板、ラジオ、電気蓄音機、拡声機

広場の隅には野外ステージを設ける。敷地が大きい場合は広場と別に野外劇場を設ける。人形芝居、紙芝居、音楽会、舞踏会など、いろいろな催しに用いる。見本園又は種芸園はただ植物の種類を果めて見せるだけでなく子供たちが自分で育て方を学びとるように、苗圃、温床、花壇等を備え、子供自身の手でそれが管理されることが望ましい。小動物は管理上に都合のよい大夫なありふれたものでよく、動物に親しみをもち、動物の生態に注意を払い興味をもつようになるよすがとなれば十分である。

ニュース板には、遊園のおしらせや、注意がきのほかに、展覧ポスター、壁新聞、季節の絵等を掲げる。子供たちが持ちよる壁新聞やポスター展も面白い。黒板を設備し、自由に書かせるのも一方法である。ニュース板や黒板には雨除けをつける。

ラジオ、電気蓄音機はなるべく備えつけたい。砂をいじりながら、休みながら、聞くともなしに聞く音楽の効果について、あまりはつきり言われていないが、ラジオ、レコードを利用して子供の共同の動きの中に豊かな情緒を育てることができるのは明らかである。

(4) 修景設備（造園）

植栽、芝生、花壇、池、噴水、柵

児童遊園は、子供が遊ぶための場所であるから、実用を主として造園の方は従としてよい。しかし遊園が美しい環境の一つとなり、子供たちの眼にもうるおいのある場所としてうつり、その心を和やかにするために、やはり或る程度の美観を作り出すようにすることは望ましい。ことに植栽の中でも日蔭樹木はぜひ必要で、夏は葉がしげり、冬はすつかり落葉する種類のもので、根元を踏んだり樹皮を傷けたりしても弱らないものを選ぶ。柵は外界との境にはぜひ必要で、そのほか遊園の内部の区劃の境のところなどにつくると、簡素な美しさをもつて丈夫なものを工夫すべきである。花壇、池、噴水等設けられればなお結構である。

(5) 保健衛生設備

便所、手洗場、水呑場、足洗場、屑入、塵芥捨場

便所は、その位置、構造、設備、外観等のいかによつて、衛生上風教上かえつて悪い影響を及ぼすことがあるので、注意すべきである。ともすれば便所は簡単にかけたすけられやすいが、子供のための便所はできるだけ明るく、清潔で美しい安全なものにした。

水呑場や手洗場を衛生的にするには、少量の水が常に噴き出しているような水栓の方が破損のおそれも少く利用にも手軽である。水道のない所では井戸水を利用することになるが、使いのこした水が井戸の中へ流れこまないよう、また子供が樂に操作できてしかもこわれないように、井戸側とポンプの構造に注意する。

屑入や塵芥捨場を整えることは、遊園の清潔を保つ上からも、又、子供たちが容易に自分たちで清潔を保つことができ、公衆道徳を守る習慣をつけるのにも大きな効力をもつものである。

なお怪我や急病の場合の應急処置をするために必要な医療設備を事務所に備えておかなければならない。

(6) 管理設備

門、外柵、内柵、危険防止柵、圍名板、揭示板、管理事務所（倉庫、材料置場）、撤水設備、照明設備

門や外柵は遊園の中での子供の活動を安全にするためであるから、金網、パイプなどを用いた堅固なものがよいが、或る程度的美感も考へる方がよい。門は大きなものでなくてよいが、非常のときに荷馬車、トラックなどの出入できるようにしておく必要がある内柵は重々しくないものを用いるが、危険防止柵はその目的に應じた大きさ、構造、堅固さを必要とする。

事務所は事務執行に必要な程度でよく、又建物がないときには園外であつてもよい。遊園内の建物をたてる場合に、敷地に余裕があれば、なるべく児童館を設置して、ここに事務所をおくことが望ましく、一時に児童館を設けることができなくても、將來の計画として、なるべく児童遊園に児童館を併設することを考慮する方が理想的である。

五、児童館の設備

児童館というのは、屋内を利用する児童厚生施設の例示である。最低基準には「集會室、遊戯室、圖書室及び便所の外、必要に應じ映写室（遊戯室その他の大きな室と兼ねることができ）を設けること」とだけ定められているが、これ以上の設備ができることは望ましい。

(一) 場、所

児童館を設置する場所については、本章の第一節においてのべた一般的注意の外に、敷地に余裕があればその周囲に空地を持つことが望ましい。この空地には、児童遊園の設備のちのどれでも備えうるものを設けることは更に望ましいことであり、児童館と児童遊園とを併設することができれば理想的である。但し小さい遊園内に設けることは避けなければならない。

(二) 大きさ

何坪以上の大きさでなければならぬということはないが、普通には五十人が利用しうる程度以上が運営にも管理にも適當であると考へられている。そうすると五十人の子供がいくつかの部屋に分れて遊んでいるとしても、一人当り必要な廣さを〇・五坪とすれば、最低総坪数二十五坪の部屋を必要とするわけである。実際には、將來は拡充するとして、現に五坪でも十坪でも利用できる建物があり、その周囲に空地があつて、これを遊戯や運動、集會に利用できるとしたら、小さいながらも児童館として出資することは不可能ではない。かえつて、はじめから大きなものを望むよりも、できる範圍の設備で出資して、將來これを拡充することをはかることが児童館の普及の上から望ましいことである。

(三) 室と設備

児童館の設備としては、集會室、遊戯室、圖書室、映写室、工作室、展示室、等による、運動遊戯設備、音楽等教化設備、慰勞教養設備を整へるほか、便所、手洗場、水呑場等の保健衛生設備や事務に必要な設備を必要とする。

(1) 小集會室

クラブの小集會をしたり、或いは研究会や講習会をするために、四—六坪くらいの部屋があると都合がよい。男女別或は年令別に使つたり、いくつかの集會が同時にできるように、二つ以上の部屋が必要である。テーブルと椅子又は腰掛を準備する。壁には壁新聞や絵画等を掲げられる設備をする。

(2) 大集會室

大集會室は子供の大きな會議（クラブの自治会など）の議場、子供祭、児童劇や映画の上演上映のほか、母の會等にも利用できるようにする。集會室は三〇〇人ないし五〇〇人を入れる大きさまで發展することも考へてよい。ところが、このような多人数を集めるような催しにする、あるいは五〇人、一〇〇人が一度に集まつてする會議や子供祭にしる、毎日のように開かれるわけではないのであるから、大集會室は遊戯室として設計し、常には椅子をおかないで、室内運動や集団遊びのために利用することが賢明である。

(3) 遊戯室（集會室）

遊戯室は幼児の野外の遊び場の代用として用いられるほか、年の大きい子供たちの簡単な運動の場所とし、集会の場所、工作をする場所、会議をする場所などいろいろに利用することができる。

遊戯室の広さを、保育所に準じて考えると、最低三十人の幼児に利用させるには、一人当り〇・六坪として、最低廿八坪を必要とする。利用に便利というためには三十坪は欲しいところである。その外にステージ、控室等を設ける方がよい。室内設備としてはピアノ又はオルガンのほか移動式の滑り臺、ピンポン臺等が備えられればなおよい。集会用の折疊椅子を備え、ふだんは折疊んでステージにしまつておく。

(4) 図書室

図書室は非常に利用価値の高いものであるから、児童館としては、これに十分な配慮をすることが望ましい。

図書室は、子供が自分で図書を選び、室内でも室外でも自由に読めるようにする方がよい。したがつて図書室は同時に読書室であり、読書室は室内から室外の庭にも延長されるようなものでありたい。図書室には書棚を設け、読書机を置く。書棚は子供たちが自由に図書を出し入れすることができる高さとし、書庫を別室に設ける必要はない。

図書室の一隅に机をおき、これを図書係（職員でもよく、子供たちから選ばれた委員がやつてもよいが、出来れば図書の選擇について助言が出来たり、個々の子供の読書の傾向に注意して読書指導の出来るような職員がのぞきし）の事務室とする。低いカウンターのようなもので区切れば体裁はよく整う。

書棚の高さは一三〇程度までが理想で、床から六五種以上を棚の部分とし、それより下は扉をつけて格納庫とするのもよい。一つの棚は二四種あればたいよいから、一ばんだを二七種にとつても三段にできる。全部棚にすれば六段の書棚となる。棚には扉をつけないでよい。図書室内の家具類は、できるだけ単純素朴な形にする。

(5) 工作室

簡単な手工や、紙や布を使う小さなものの製作などは、特別の工作室をもたなくても、集会室を併用しても、庭に机をおいても、やれるが、さらにそれぞれの家庭では用意することができないような工具を備えて、子供たちが、これを共同で使い、また協同して何かをつくるような機会を与えることが望ましい。

工作室内の床は堅木の材料を用い、工具を置いたり、叩いたりするのに耐えるようにする。

室内設備としては一般工具を備えるほか、簡単な機械設備を設ける。作業臺は四人ないし六人を一グループとした大きさのものを、人員に応じて設備する。一人当りの面積は作業臺の大きさによつてきまるが平均一八五平方メートルとされたい。

(6) ホール（展示室）

これは休息の場所であつて、椅子やベンチ（ソファや肘掛椅子が設けられたらなおよい）を置くとともに、模型草花、觀賞魚、絵画等を常におき、色彩の豊かな美しい部屋にしたい。それとともに教養啓蒙をはかる展示室として利用することに重点をおき、子供の教養を高め、生活文化の向上に役立つような刺激を与える資料や、子供たちの作品、子供たちで作つた壁新聞等を展示するようにしたい。

この部屋は玄関と直接に連絡し、この部屋の中に、またはこれについで職員室、委員会室、医務室等が設けられる方がよい。職員室や自治委員室は、ホールの一隅に机をおき簡単な区切りをしただけでもよい。

(7) 映写室

普通には、遊戯室、集会室に移動式映写機をもちこんで、映写室にかえる方が便利である。専用の映写室を作るには、映写機を設置する小室は完全に防火設備をほどこさなければならぬ。

(8) 便所、手洗場、水呑場

児童遊園の設備のところ述べて通りであるが、便所は、男子二十人につき大便所及び小便所各々一つ以上、女二十人につき一つ以上をする。

(9) 医務室

急病、怪我等に備えて、医務室を設けるか、應急手当の準備を事務室に備えておくことが必要である。

三 児童厚生施設の職員

一、児童厚生施設の職員

児童福祉施設の職員は、一般に素養があり、且つ、適切な訓練を受けたものでなければならぬ（基準第二條）が、特に、児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員、すなわち児童厚生施設でいえば、直接児童に接して指導に当る職員は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び實際について訓練を受け、且つそれぞれに適当な資格を有する者であることが要求される（基準第八條第一項）。最低基準には、児童厚生施設の職員として児童厚生委員を規定してあるだけであるが、そのほか施設の大きさによつて副長（館長）、書記、小使（園丁）等が必要であり、また児童厚生員の仕事を手傳い、施設の運営に協力する奉仕者のあることが望ましい。

(一) 児童厚生員

児童厚生施設には児童厚生員をおかなければならない。これは児童厚生施設で直接に子供の指導にあたる者であるが、その資格は

一、養母の資格のある者

二、児童厚生事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、都道府縣知事が適当と認定した者となつてゐる（基準第六十一條）。具体的には、一の方は保母の資格をもつ人か、高等学校を卒業して二年以上児童福祉事業に従事した女子であり、二の方は、女子に限らず、児童厚生施設の仕事に学識経験をもつてゐる人、たとえばレクリエーションの研究者で実際に指導の経験のある人とか、レクリエーション指導者講習をうけてその技術を習得した人で、知事が適当であると認定した人であればよい。

施設に多くて児童厚生員の数については、最低基準には子供何人につき一人というような規定はない。やむを得ない場合には、他の児童厚生施設の児童厚生員が兼務し、また巡回して指導するといふのであつても差支えない。しかし、兼務や巡回の場合、児童厚生員が留守でも、子供たちを見てやる人が必要で、それは、書記等児童厚生員以外の職員がいる場合には、それらの職員が見てやるのもよいが、できればその地域から奉仕者を出して交代で

子供たちを見てやるという配慮がぜひ欲しいものである。

(二) その他の職員

1、館長（園長）

民主的な人で、子供の指導者として適当であつて、なにかつ施設の長として統率力があり、外部との折衝などを圓滑にする人であれば申分がない。ひろい知識と機智をもつていて、子供たちのよい相談相手になり、智慧をかしてくれる人でありたい。

2、書記

施設が大きい場合には管理の仕事を擔當するといつても、やはり子供たちに対し指導力のある人であることが望ましい。

3、小使（園丁）

小使や園丁も、やはり子供に対してあたりのよい人でなければならぬ。

(三) 奉仕者

すべての児童厚生施設に、専門の指導職員をおくことが困難であるから、児童厚生員は巡回又は兼務として施設のある地域の学生、青年団体の会員、婦人団体の会員、母親クラブの会員、その他の有志等に奉仕者として協力してもらうことが必要である。特に若い人たちは、自分の経験を深めるためにも、ぜひ活潑な奉仕活動をしてもらいたい。そして専門家の児童厚生員の指導をうけながら、奉仕員が子供の指導に當ることが望ましい。子供の指導を奉仕員だけにまかせておいては無責任になり易い。又奉仕活動に成長が少なく、奉仕員の興味と熱意を持続させる事がむずかしい。

二、子供のレクリエーションと指導者

(一) 子供のレクリエーションと指導者

児童厚生施設の要件として大切なことは児童厚生員という指導者をおくことである。ただ物的な設備だけ子供たちの勝手な使用にまかしておくだけでは、児童厚生施設としての使命を十分に果たすことができない。

最低基準の中に児童厚生員を置くことを規定した理由がある。また、奉仕員が児童厚生員の職務をたすけて活動することの重要な理由がある。奉仕員はできるだけ指導者としての立派な素養をもつように常に訓練されることが望ましい。

一般に児童遊園において指導者がなければ、運動設備の正しい用法をおぼえることもできないであろうし、また、遊びの中に生まれる社会的な経験も正しくとり入れることがむずかしいであろう。たとえ一人の意地悪な子供がブランコを独占したり、砂場で子供たちがつくつた山や河をふみこわしたり、幼いものをいじめたりすることがあるだろう。また植物や動物に対する関心をもつようになる機会も少く、工作や新しい遊びに対する創意工夫が刺激されることも少ないであろう。

よい指導者を得られれば、子供はその年令に應じて適当な設備を正しく使うことができ、自分たちの能力に適した遊びや創作をたのしみ、そこにできる社会関係を正しいものとするができるのである。正しい遊び方、変化のある遊び方、創意工夫を加えた遊び方を知ることによつて、子供たちはより深く興味をもつようになる。また、人との協力によつて自分だけではできない遊びのよさをも発見するのである。

これは児童厚生施設を楽しい場所とするために最も基本的なことである。毎日、子供たちの遊ぶ場所として変化と発展と成長が必要であり、変化と発展と成長は指導者がなくては実現することの困難なものである。

(二) 指導者の条件

一般に指導者というものは、その目的意識を強くもち過ぎて、子供に対して命令的になつたり、強制をしたり、また指導という面をあまりはつきりと出すことは禁物である。子供の方から自然にひきつけられて、指導者についてくるように、親切と明朗さをもつて子供たちに接し、知らず知らずの間の生活指導が行われているようにならなければならない。

児童厚生施設に集まってくる子供たちは、保育所や学校のように年令によつてだいたい一様なものだけ集まるのではなく、また組織的なつながりもないものである。したがつて、子供たちを、はじめから組織的な秩序のある行動をとらせることは無理で、子供たちが経験を重ねて秩序ある社会生活をここで営む楽しさを会得するように、すべての

機会を利用し、次第に組織化するように心がけねばならない。

それには、子供たちの心理を理解し、子供の氣持に同化し、子供の立場に立つて子供たちに接し、その仲間となり信頼される友だちとなつてやる必要がある。子供は自己中心で、てんでんばらばらになり易く、また氣まぐれで注意が散漫になり易いが、それらのいろいろの子供たちの傾向をよくみて、子供たちの仲間としてこれを導きながら、秩序のある、子供の社会生活を営むようにしむけることが大切である。

指導者の条件

- 1、高等学校卒業程度以上の教養があり、広い常識をもっていること。
- 3、人格が圓満で民主的ですぐれていること。
- 3、健康で明朗であること。
- 4、子供を指導する技術にたけ、また研究心があること。
- 5、子供を愛し、子供から親しまれる人であること。
- 6、子供をよく理解する人であること。
- 7、自分も向上し、子供を向上させ、社会を向上させようとする熱意をもっていること。

(三) 指導者の任務

- 1、地域の状況を調べること

すべての仕事は、近隣の社会に關する理解がなければ、まことの効果を發揮することができない。子供の指導者も、子供たちのおかれている近隣社会の状態をよく理解することなしに仕事をするならば、それは単に與えるだけのことになり、眞に指導者としての使命を果すことはできない。子供たちの家庭生活がいかに行われ、親たちが何を考へ、どんな風に子供を取扱つているかを知る必要がある。

また、子供たちの指導を効果的にし、また施設の運営を援助してもらうために、町の児童委員、地区擔當の学校の先生、保健婦、婦人團體や青年團等の中心人物、児童文化財について知識や技術をもつ人々、その他いろいろの關係者が誰であるかを知り、それらの団体や人々が受持つている役割を心得ておく必要がある。

2. 子供を観察すること

社会調査においては、子供の生活環境その他、子供の生活のいろいろな条件を把握するのであるが、遊び場に現れた子供たちについては、できるだけ注意して一人々々観察することを怠つてはならない。子供の健康についても考えて、不審のある子供についてはとくにたずねて、具合の悪いものは保護者のところへ歸す。また、みんなと一緒に遊べない子供や、不幸なかけをもつような子供に対しては、個別に指導の手をのべて、みんなと一緒に遊ぶことができるようにすることが必要である。

多勢の子供が一緒にゲームなどをすると、優秀な子が基準になりやすいから、年令、体質、機能等を考えて、条件のそろつたものをニグループとして取扱ひ、劣つた条件の子供を無理に誘ひ入れることなく、別個に扱う注意も必要である。

3. 子供を見守ること

子供たちを安全に遊ばせるために、危険の起らないように、また子供たちの秩序をさまたげる者が侵入しないように、監視することが必要である。

4. 指導すること

指導はひろい意味の指導であつて、ゲームのやり方や運動具の使い方の指導のほかに、子供たちの集団生活、とくにクラブ活動の指導、保健衛生に関する注意等、遊び場の子供の活動のすべてについて、指導するのであるが、その指導のやり方は、與える指導でなくて、子供の自主性を尊重した、うしろからの指導であることが望ましい。

5. 記録をとること

遊び場における日々のプログラム、指導の効果とそれに対する反省、出来ごと、外部との連絡、その他、すべて施設の運営と子供の状態に関する記録を、できるだけ細かにとつておく。また社会調査の結果わかつた事や、施設に対する援助、非難、協力、反対等のできごとについても、できるだけわしく記録をしておくといふ。この記録は指導日誌として日々に記入する。必要があれば名簿、家庭調査票また子供たちの利用表(出席表)等の統計表も記録すること。

6. 管理すること

設備の管理は指導者として特に注意しなければならない。比較的年の多い子供たちの集るところでは、それらの管理を子供たちの中から選ばれた自治委員にさせるように、仕向けてやることを望ましい。そのときどきの後始末は子供たちに手傳わせるようにし、小さい子にも、その子にできる程度のこととはしてもらふ。設備の保存と安全の維持のために、設備の検査と手入れを怠つてはならない。

7. 家庭との連絡をはかること

子供に対する指導を徹底するには、子供の背後にある家庭を重視しなければならない。これは学校、保育所、幼稚園等、日々家庭から子供たちが集まつてくる施設に共通のことであつて、児童厚生施設もその例外ではない。ただ、廣い範囲からくる不特定の子供たちを対象とする施設では、これを望むことはできないが、小さな地域内の子供のためにある施設は、保育所と同様に、その施設を利用する子供の状態について必要があれば、家庭との連絡をとるほか、その施設の運営が家庭の人々の関心の的となり、地域の人々の援助と協力によつて行われるようにすることが望ましいことである。

三、児童指導班

児童厚生施設に対する奉仕員の指導活動を組織すれば、児童指導班となる。児童指導班の運動は、児童厚生施設に對する協力運動ばかりではなくて、ひろく子供の遊びの生活の指導に組織性を與えようとする熱意をもつ青年の運動として進むことが望ましいが、児童局では昭和二十三年十一月に、次のような要綱を作つて、地方においてその結成運動を促進するように都道府縣に指示している。この要綱は、児童福祉法關係の機関や施設を中心として結成される児童指導班についての基本的な考え方を示している。

児童指導班結成及運営要綱 (昭和二十三年十一月十三日)

一、趣旨

現下我國児童の日常生活に於ては、児童の余暇を利用した

生活指導が組織化されて、いよいよ結果、種々の事業を果して
いる現況である。従つて、児童の生活指導に組織性を與へ、
以て心身共に健全にして社會性に富み、情実豊かな児童を育
成するために児童指導班を結成する。

二、任務

1、指導班は、児童に對する正しい遊びの指導を通じて次の
項目の任務を達成すべきものとする。

(1)集團指導による児童の社會性の訓練

(2)個別指導による児童の個性の發揮

例へば遊びの内容としては

情操教育、學習指導、身體訓練、等が挙げられる。

2、児童福祉事業の細胞組織となり、児童福祉司、児童委員、
児童相談所及び児童福祉施設等と密接なる連絡を保ち、且つ

これらに對して精神的な協力を爲すべきこと。

三、組織要領

1、児童指導班は児童委員の擔當區域に設くるものとし、附
近に保育所母子寮、児童厚生施設、養護施設等の施設ある
場合はこれ等の施設を中心として結成すること。又若し施
設無き場合は、児童委員の自宅、其の他寺等の適當な場所
を利用して結成するものとする。

2、班長、副班長、委員等の役員を置く。

班長副班長は、班員の中より指名又は選挙によりて決定
する。委員には、班員の中より指名又は選挙によりて、選
出されたる指導員及び該地域内の児童福祉施設の長、児童

福祉司、児童委員を以て之に充つ。

3、班員

班員は左記の者の中より、概ね十名以上、二十名以内の
男女を以て組織するを適當とする。

(1)、児童福祉に積極的な熱意と關心とを有する大學、高等學
校の學生、青年團のリーダー等。

(2)、児童福祉施設の長、児童福祉司、児童委員等が特別に勤
誘又は推薦したる學生、青年團員等。

4、對象となるべき児童の範圍

大體に於て「學童」を中心として取扱うべきこと。特に兒
童福祉施設無き農村等に於ては、本施設の設立趣旨を闡発
して児童福祉施設の對象となるべき幼児も便宜的に取扱う
ことも考えられる。

四、運営要領

1、運営方法は班員のみで自治的に自主管理を實施するもの
とする。

児童福祉施設の長、児童福祉司、児童委員等は、指導班の
運営方法に就て相談に應じ必要意見注意等を與へ之に積極
的に協力すべきこと。

2、出來得れば、児童指導班規定の如き、内規を作成し、之
に基いて全般的運営の具體策を構成し諸般の活動を行うべ
きこと。

3、會合

例會——毎月少なくとも一回。

臨時會——隨時必要に應じ、其の都度開くこと。

4、適材適職の見地より、班員の内分擔業務を定め、月乃至週
間の指導計画を立案の上児童指導を組織的計画的に實施す
べきこと。

5、指導班は從來より存したる児童の自然發生の組織例へば
遊び仲間を出来る限り尊重し、之を基礎として、児童の實
情に即應したる指導を行うべきこと。

6、常に児童個々について性狀、娛樂、家庭状況等に對する
綿密なる調査をなし其の結果を記録簿に記入し、更に全般

的に一つの統計乃至集計を作成し、將來の參考資料として
保存し置く事。

7、児童問題に關する班員相互の研究會及學識経験者等の諮
習會は出来る限り開催すること。

5、經費

附近に児童福祉施設ある場合は、施設の長、児童福祉司、
児童委員等と協力して、之等の施設の後援會を設け、此の
後援會費を以て經費に充當する。

施設なき場合は、篤志家寄附及び班員の會費に頼る。

四、指導者の養成

児童厚生施設に、はじめから適切な職員ないし奉仕者として指導者を得ることは困難である。現状においては、レ
クリエーション指導に堪能な人を児童厚生員として、幾つかの施設を兼任又は巡回せしめ、そのかたわら、施設の職
員ないし奉仕者を、指導者として養成することが必要である。或いは、その最初の児童厚生員さえも養成しなければ
得られないかもしれない。

指導者の養成には、現在はいくつかの組織だつた機關がない。そこで指導者として養成するに適當な人を職員に定め、
これを既に開設している児童厚生施設へ一定期間派遣して見習をさせ、又は公私のレクリエーション講習會が行われ
る機会にこれに参加させる方法をとるより仕方がない。これ迄に、レクリエーション指導の講習を受け又はその経験
を持つてゐる人が地方にもいる筈であるから、それらの人々から適時に実地指導をうけることも考慮したい。

こうして、いろいろな機会を利用して、次第に指導技術を練磨した指導者は、さらにこれを他の職員や奉仕者に傳
達して、多くの人々がレクリエーション指導の技術を身につけるように努めるとともに、後進の人々も、また講習や
見學等によつて知識をひろめ指導技術を高める機会を多くもつようにならなければならない。

施設に於ける子供たちの中からも、成長するに従って奉仕者として指導技術を会得し、さらに施設の指導者となる者が出てくることも望ましい。

四 指導の内容と方法

一、指導の内容

(一) 遊びについての最低基準

児童厚生施設で行われる遊びの種類について、児童福祉施設最低基準には、一應次のように規定してある。

「児童厚生施設における遊びは、遊具による遊び、集団遊び、音楽、舞踊、読書、製作、お話、紙芝居、人形芝居、劇、映画、遠足、運動、キャンプ等の中、適当なものを選びこれを行うものとする。」(基準第六十二條)

これらの遊びについて、一々の説明はそれぞれの専門の参考書に委ねることとして、遊びの種類の本格的な考え方をしつつ、二、三の點を述べておきたい。

(二) 子供の文化的教養

子供の遊びは、すべて子供の教養の向上を促すものであるように、指導されることが必要である。しかし、あまりに指導にとらわれて面白くない遊びを指導したり、おしつけがましくなると、子供の遊びの本然の姿をはなれてしまうから注意しなければならぬ。また、ただ文化的教養を目的とする遊びを興えるというだけでなく、むしろ、それによつて、子供の創造の心を刺激し、創造の喜びを教え、それが原動力となつて子供の文化的教養が高まることを望まないのである。

(イ) 児童文化財の利用

子供の教養を高めるために、文化財はなくてはならないものである。児童厚生施設において普通に利用される文化

財は次のようなものがある。

圖書 読書は、時間にも場所にも制限をうけない。最も簡単でまた広い範囲に用いられる教養の手段である。

われわれは読書というのを食事のように日常生活の行動としてすこしもおつくうでなくやれるような習慣を身につけることが望ましい。この読書の習慣は子供のときから気軽に本に親しみ、楽しみとして行い、必要なときには努力しても読むという心がまえを作る必要がある。

子供の読書は楽でたのしいものでなければならぬ。しかし、楽であるばかりでは、いつまでたつても読書の力は進まず、子供はいつまでもマンガや冒険小説にとどまつてゐることになり、能力の発達につれてこれをはたらかすという子供の遊びの本質を失つてしまふことになる。ここに読書指導の重要性がある。もちろん、子供はひとりでもさしものから難しいものへ、楽しいものから研究的なものへ、読書力を発展させて行くが、子供の能力は一樣ではないから、はじめから高いものを興えては飛びつきの骨が折れる者があり、いつまでも程度の低いものを興えては進歩がない。そこで子供の読書力の向上を観察しつつ、圖書の選擇や読書の方法に変化を興えてゆくことが必要である。

児童館は、現在では大きな設備をもつて種々の遊びを行う機会を興えることは困難なものが多いから、読書を中心として、これに種々の運動やクラブ活動を加えて行くことがどこでもやり易い方法であるが、指導者は圖書を備えて子供たちがよく利用しているというだけに安んじないで、子供の読書力の向上のためにさらに読書指導に關しても心を配る必要がある。指導はたゞ一般的な指導にとどまらず、一人一人の子供の本の読み方、傾向等を観察し次第に向上するように必要な指導を興えることがぞましい。

紙芝居 紙芝居は最も簡単に利用できる文化財であるが、数多くの紙芝居をおかないと子供があきてしまう。そこで都道府縣の児童課や教育委員会或いは地方の児童文化団体で事業として紙芝居の貸出を行うものも一方法であるが児童福祉施設、学校、子供会等で、所有している紙芝居のリストを交換し、互に貸し合つて利用するようにすることがよい。施設や団体が連合して、共同購入して紙芝居ライブラリーを設けることも考えられる。

映畫、幻灯 これについても、紙芝居と同様に、否それ以上に共同利用を考える必要がある。都道府縣には社会教

育のフィルムライブラリーが設けられ、学校の教育映画普及の爲に日本映画教育協会が合同してフィルムライブラリーを設ける運動を進めているようであるが、子供の爲には地域の問題として、縣、郡、市等を単位にして、学校、社会教育団体、児童文化団体、児童厚生施設、子供会等につらなる協同利用組織のできることが望ましい。

劇 劇には普通の演劇の外に操り人形、指人形がある。いずれも子供に見せるものと、子供たちが自分で演ずるものとあるが、できるだけ子供が自分で演ずるように指導する機会を作りたい。人形劇では脚本の決定、人形の製作から演出、脚本をきめ、衣裳や舞臺装置や人形を作り、稽古をし、実演となるに至るまで、種々の過程と役割があり、実演の際には、その効果をみて観客の反應を調べる役割までがあつて、演劇は、子供たちに協力の尊さ楽しさを教える。創造のよろびを教えることは無論のことであるが、劇中の人物になることによつて、ちがつた分野に対して精神を向ける端緒となる。たとえば亂暴な子が、親切な人の役割をして、親切のよろこびを味ひ、反省的な子供になるとしようなどがある。劇はなるべく特定の人だけでやらずに、集まる子供たちが、まんべんなくその役につくようにしたい。また児童厚生施設としては劇にだけはりこんでしまふようなことになるのを避けた。

子供に見せる劇は、ときおりの催物として専門家をよぶなり、近所の素人劇団の奉仕を受けるなりするが、数多くしようと努める必要はない。

音楽 子供の音楽といへば、童謡とか子供向けの音楽をきかせたり、子供に練習させたりすることを普通に考えるが、単にそこにとどまることなく、古典のよい音楽のレコードを聞かせたり、また聞かせるという意識なしに耳に入らせることも考える必要がある。また有り合せの楽器や音のする器具を用いて合奏するというようなことから、音の美しさ、音楽のたのしさを知り、生活の中に音楽を発見し、これをたのしむようになるのである。

舞踊 舞踊も見ると、子供自身が踊るものとあるが、子供の舞踊は、あまり形式ばらずに、リズムにのつて自由な表現をとりながら踊るたのしさを知らせたい。日本舞踊も創作舞踊のように取扱つて、歌に合わせてとらわれたい表現をすれば、面白いものになる。

科学機材 児童館においては、できれば科学玩具、科学の簡単な実験装置、モデル等を備へ、これを用いて、遊びをかねて科学知識を身につけるように指導したい。

(ロ) 文化施設の利用

児童厚生施設自體に文化的な設備をすることは困難であり、この方面の専門施設が近くにあれば、その利用を行事としてプログラムにとりいれることも必要である。施設に集まる子供たちと一緒に博物館、動物園等に見学にくくとを施設のプログラムとして考える。

(ハ) 自然物の利用

植栽や花壇、種蒔園、小動物園等を設けることもその一つである。遠足をプログラムに取入れる事もその一つである。自然物は觀察に、工作に、運動に、工夫して利用さるべきである。それによつて子供たちは自然に親しむよるこびを深め、創造力を高めるのである。

(ニ) 工作

工作は創造のよるこびを知る直接の方法であるが、工作は単に手工にとどまるのではなく、工作の考案、工作過程の研究工夫、科学的計算や機械器具の用法、材料の蒐集、自然物や家庭の廢品の利用など、いろいろなところに頭を使い、工夫してできる上るところに効果があるから、重要な遊びとして指導を研究すべきである。

(ホ) 展覧会、壁新聞、新聞

児童館の展示室や会議室の壁を利用し、又児童遊園の掲示板や休憩室などを利用して、ときどき展覧会を開くとか指導者や子供たちが持ち寄りたり、作つたりした材料で壁新聞をつくる。展覧会には移動展、ポスターなどを借り入れて展示するのは手軽な方法である。壁新聞は新聞や雑誌の口絵や記事の切り抜きを集め、或いは近所の出来ごとの美しいニュースを白紙や原稿用紙にはつきり書いて貼りだす。施設に集まる子供たちの図画や工作の展覧会もときどき行ふべきである。子供の手で新聞を発行することも考えたい。

(ヘ) 講座

児童厚生施設は遊びの施設であるから、講座といつても、子供のレクリエーションに關係のある講座で、音楽、運動競技、製作、天文、季節の動物や植物などいろいろな題目が考えられるが、適当な講師が得られれば、施設の行事として実施することが望ましい。但し、子供たちの学校の課程との關係をよく考慮し、学校とよく連絡をとることが大切である。

(ト) お話
子供のたのしみに、お話は缺くことはできない。施設ではときどきお話をやる。講師は話の上手な人でなければならぬが、奉仕者などが研究的にやる場合には、短い話をするのが肝要である。

(ニ) 自主的な遊びと與えられる遊び
子供の遊びは大部分が自主的であるが大人から與えられる遊びにとびこんでいる場合には、自主的とはいえない。遊び場で指導者が紙芝居を見せ、音楽を聞かせ、劇を見せようとすれば、面白さを期待してついでくる。しかし、幸にして、その内容が慣れているものであつたり、面白くないものであつたりすれば、子供の心のはたつきは、そこから離れていつてしまふ。子供は一應の儀禮として、その席には坐つてゐるが、心はよそにある。これでは遊びとしてのほんとうの効果はない。與えられる遊びは、氣分の転換や、毎日の遊びの生活の単純な繰返しを破るために、時に必要であるが、子供たちは、できるだけ自分たちで思い立つた遊びを自分たちの工夫によつて面白くたのしんで行くように仕向けることが望ましい。

自由遊びと集團遊び
自由遊びというのは、子供たちがめいめい勝手に自分の好む遊びを、遊び場の中で行うことである。運動具の廻りに集つた子供が多ければ、そこに一つの秩序を作つて順番にのることを覚え、集團生活の体験をする。砂場での遊びひとりの縄とび、まりつきなど、ひとりでもできる遊びにも、仲間がよれば一緒に協力して遊ぶことができる。これらの思い思ひのグループは、集まつては散じ集まつては散じてとりとめがない。少し大きな子になると、仲間を集めて、鬼ごっこ、ジャンケンなどの簡単な集團遊びをはじめめる。これらも自由遊びの一つの形である。指導者は子供達の遊びを見守り、危険な遊び方や、道具の間違つた使い方などを正しく教え、さらに面白い遊び方に対するヒントを与えてやればよい。

集團遊びは自由遊びの反対のものではなく、自由遊びのうちの一つとし、自然に集まつたグループで遊べる遊びという意味で、誰にでも、誰にでも、どこでも遊べるような遊びという意味である。ただこの遊びの指導をするときに、自由遊びの中で、子供たちが集まつた場合に指導するばかりでなく、遊び場の子供たちを指導者が集めて集團遊ばせてやればよい。

二、指導の方法

子供の指導は、レクリエーションの種類にしたがつてその方法を異にするから、それぞれの種類について別に専門家ないし専門書について研究することとして、ここには指導上の注意すべき點にだけ觸れておきたい。

(一) 個別指導と集團指導

個別指導は、文字通り子供を一人一人について指導することであり、集團指導は、子供をグループとして一緒に指導することであるが、特に次の點が注意されなければならない。

個別指導(ケース・ワーク) 指導されるものが自主的に立つて行くことができるように、周囲の條件を整えてやりそれと同時に本人にその能力や氣力を吹きこむことである。ひとりでは皆の仲間にはいれない子供、乱暴をする子供、ほかの人のやつてゐることを邪魔する子供などが施設へやつてくるが、このような子供はどうしてそんなつたのであるか原因を發見して、みんなで仲よく遊ぶように指導する。場合によつては、兒童福祉司に相談して指導してもらう。

集團指導(グループ・ワーク) 指導される子供たちが一つのグループに集まつてゐる場合に、そのグループ自體として、これに参加している子供たちの相互的協力と指導者の協力、貢獻によつて、参加している子供たちが向上しそれにつれてグループもよくなるように仕向けることであつて、単に大ぜいを一緒に指導することではない。従つてクラブなどのグループ組織を持つとする場合には、グループ活動を好む年齢の子供を対象として考へるべきで、幼児については、まだ自己が確立しておらず、また社会性もよく發達していないので、グループとして

遊びの指導は、集団的及び個別的にこれを行い、集団的に指導するときには特にクラブ組織による指導を重んじなければならない。」(基準六十二條)
クラブ組織については後にのべる。

(二) 遊びを通じて生活指導
子供たちはまず自分の身体や、施設の中を清潔にし、器具を大切にするようにしなければならぬ。次のような事項についてよく指導する必要がある。

- 1、紙屑や汚物を屑入れに入れる習慣をつけること。
- 2、水呑場へ砂を入れたり、そこを遊び場所にしたりしないこと。
- 3、用便は必ず便所ですること。(遊園の場合)。
- 4、食前、歸るときに手足を洗う習慣をつけること。
- 5、柵に上らないこと。
- 6、草や木はみんなを健康にするためと、また見てたのしむために植えてあるのだから大切にすること。
- 7、遊具や器具、本、その他施設の中に備えつけてあるものは、みんなで使うものなのだから大切に、こわさなように気をつけること。
- 8、お互に怪我をしないように気をつけること。

(三) 遊びのプログラム
児童厚生施設の日課は、施設の種類、対象とする子供の年齢、主となる遊びの種類によつて種々変化する。

児童厚生施設の日課は、施設の種類、対象とする子供の年齢、主となる遊びの種類によつて種々変化する。たとえば、児童遊園が幼児も児童もともに対象とする場合、午前中は幼児に対するお話し、遊戯指導などだけでよいが、午後には児童向のゲーム指導や紙芝居を考えなければならぬ。そうかといつて、午後にも幼児のためのプログ

ラムをなくするわけにはいかない。これが幼児だけを対象とする児童遊園の場合は、さらにもうすこしきちんとした日課を定める必要がある。ことに子供を組織化した青空保育園というような形になると子供を年齢によつて幾つかのグループに分け、保育所や幼稚園に準じた日課によつて指導をする必要が生じてくる。

児童館で、図書室を中心として、ビンボン、工作ぐらゐの設備しかない所では、毎日のプログラムとしては何もなくて差支えなく、指導者はクラブの指導をするほかに週間のプログラムとして特別の行事を考えるであろうし、遊戯室を有し体育運動やゲームを主とする児童館では運動の指導やゲームの日課を作つておく事が必要となるであろう。

週間、年間の行事は、豫め大体の計画をたてておく。月に一回以上行うものは定例にしておく方がよい。たとえば毎月の行事としては、

- 第一日曜 午前中 童話会
- 第二土曜 夜 幻灯会
- 第三土曜 午後 レコードコンサート
- 第四日曜 見学

のように定め、年間行事としては、

- 一月 はねつき会、かるた会、凧揚大会
- 三月 ひな祭芸能会
- 五月 こどもの日、母の日感謝会又は映畫會
- 七月 映畫会、ハイキング、キャンプ、七夕祭
- 八月 海水浴、水遊び
- 九月 子供の作品発表会、秋の芸能会又は映畫会
- 十一月 ビンボン大会

というふうな具合である。

年中行事には国民の祝日、節句、の外、土地の季節の行事をとり入れる。

研究日、新聞や壁新聞の発行日、自治会の日、クラブの会合の日など、それぞれに何日又は第何何曜日の何時とす風に定めておく方がよい。

また夏には緑蔭レクリエーションの計画やできれば転住生活の計画も面白い。また年令の大きな子供たちには、夏のキャンプ、四季の野外生活、探険や冒険の面白さを味わう団体行動の訓練もよい。

これらのプログラムは、広い意味での子供の能力を養うのによい機会となるのである。指導者はきまりきつたレクリエーションの外に、子供たちが自分たちの能力をためし、それによつて自信をもつような機会を作ること心が必要なければならない。

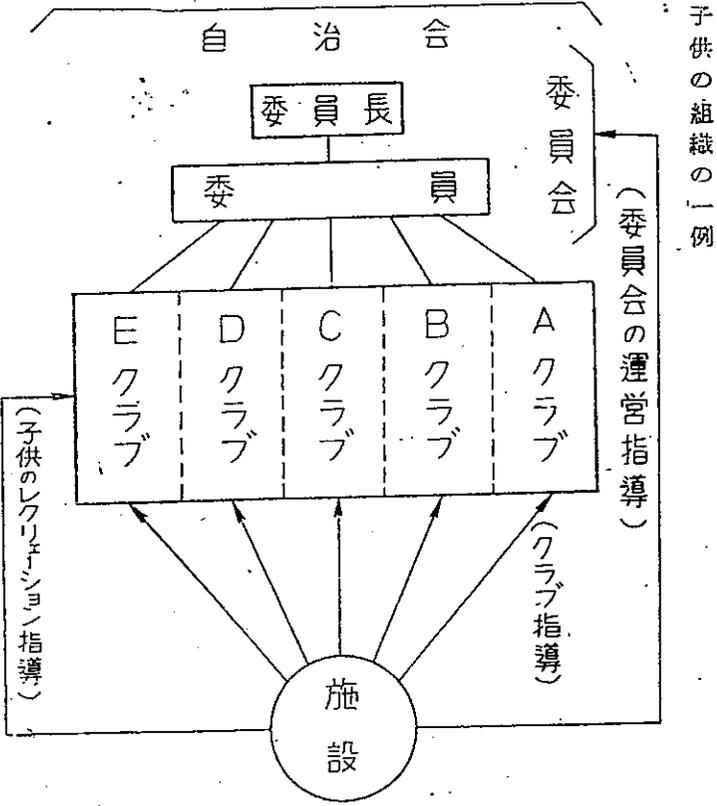
三、子供の組織

(一) 子供のグループ活動

施設に子供が集まってくると、子供たちは設備を利用して遊ぶ。また指導者がゲームをさせたり、紙芝居を見せたりする。ときには人形劇や幻灯の催しをする。こうして指導者が先にたつて、いろいろ目先の変わった遊びを与えて子供たちを楽しませ、子供たちもまた与えられる遊びをうけ入れてよる。ここまですべてが最初の歩みである。ところがゲームは無限に考案されてはいないし、紙芝居や幻灯にも限りがある。備物もそう度々することはできない。そこで子供たちは倦きてしまい、遊びの指導は行詰る。このように、指導者が先にプランをたてて、子供たちにただ受入れさせているだけのやり方では、子供たちのなから何も生れてこず、子供たちの遊びの成長がない。大人が先に立つてはじめる子供会も、たいてい一度この行詰りにぶつかるのである。そこで第二段として、子供たち自身のグループ活動の指導(すなわちクラブ組織による指導)がはじまらなければならない。子供たちが自分たちで考え、自分たちで遊ぶというやり方をはじめめる必要がある。

(イ) クラブ組織

グループ活動のねらいは、グループのメンバーが友情によつて結びついた人格的なつながりをもち、指導者との関係もまた同じ、自主的にグループとして考え、行動することである。ただ組織の枠を作つて、その中に子供をはめ



各委員は分担をきめて、小委員会を設け、または部をうけもつ。

こめばよいのではない。指導者は子供たちがこのような組織になる機運をつくつてやり、そのやり方を指導するのである。そのはじめの段階として、施設に集まる子供たちを、年令別か地域別か適当な方法で(年令別の方がやり易い)十人位か多くてもせいぜい二十人どまりの組に分け、その組の子供たちをいつも一緒に指導するようにする。まず、それぞれの組で、自分のグループの名前を考えたり、リーダーをきめたりさせ、自分たちのグループという考え方がたかまつてくるようにし、だんだん子供たちの間に友情のつながりが深くなる。このようにして、自分たちでやつてみたいことを相談させ、それを実行にうつすように骨折つてやる。あるグループにはいりたくない子供は、他のグループに参加させるように斡旋してやる。こうして、それぞれの組が、ばくらのクラブとなり、子供たちは自分で選んだグループの一員となるのである。

(ロ) 年少グループ
 幼児や小学校の低学年の年令の子供は、まだ自分の考えでグループとしてまとまつて行動することができない。これらの小さい子供たちは、年令によつて組をつくつておいて、指導者がプログラムを定めて指導してやらなければならぬ。この組は、子供たちが大きくなるにつれてグループとしても成長して行き、自主的なクラブに発展するのである。また施設が狭くてすべての子供が一時に利用することができない場合には、午前中は幼児、午後は学童を対象として指導のプログラムを考えてもよい。幼児については、このように組をつくつて、継続的な指導をする方が、指導上にも管理上にも効果的であり、保護者との必要な連絡も出来、保護者も安心することができる。この場合の組の運営は、幼稚園や保育所の方法に準ずればよい。

(ハ) 興味別グループ
 ここで注意したいことは興味を中心としたグループのことで、これはここにいうクラブ組織とは本質的に異なる。たとえば工作クラブ、音楽クラブ、演劇クラブ、絵画クラブというような名前でも、子供の興味の種類別に集まつたグループは、そのグループの指導者から単にその興味を満足させてもらい、又はその興味を満足させる技術の指導をうけるが、人格の成長を見まもられることはむずかしい。また子供たちはそのグループで行う遊びだけを一緒にするのであつて、ただちに友情によつてつながる人間関係とはならない。子供はいつも同じ興味を持ちつづけるとはかぎらずある。そしてそのクラブを根拠として、いくつもの興味別グループに参加しているのである。

(ニ) 自治会
 自治会は施設を利用する子供たち全員が会員となつて組織するが、クラブ組織ができておれば、各クラブが下部機構となり、各クラブから選ばれた委員で自治委員会を構成すればよい。クラブ組織がない場合には年長の児童たちで相談してその中から委員を選んで自治委員会を構成する。この場合は子供の自主的な結合意識が弱いから、施設の方から強く指導しなければならぬが、そのあいだにもクラブの組織ができるような指導が望ましい。自治会は規約を設け、企画をたて、管理に参加し、自主的に規律を維持する。

(ホ) 子供の委員会
 子供の自治組織が作られたならば、子供たちから選ばれた委員会が、自治組織自体の運営ばかりでなく、施設のプログラムの計画や管理についても自主的に責任ある活動をするように指導することが望ましい。委員会で相談した計画は、子供たちだけで実行できるものであることもあり、施設の管理者が実施しなければならぬものであることもあるが、施設の管理者はできるだけ子供たちの意志を汲みとつてやる必要がある。

委員会はいくつかの小委員会をもち、仲間の規律や秩序について反省する自治委員会とか全体の行事の計画をたてる企画委員会などが設けられ、また遊びの種類によつて部会が設けられてもよい。各部の委員は、その部の担当する遊びについて運営の責任をもつ。たとえば図書部の委員は、図書の整理、新本の買入、読書会の計画等について相談し、管理者の承認を求めて、それを実施する。図書の購入、整理は職員がやるにしても、子供たちが自身で考えると

計画をたて、ビンボン大会などのプログラムを考え、運動用具を委員が管理する。芸能部の委員は音楽や児童演劇や舞踊などの練習のプログラムや芸能会のプランを考え、その準備や実施の中心になる。

これらの委員の活動はすべて指導者の指導をうけつつ行われるのであるが、施設の行事として実施されるものは、実施の責任者は施設であつて、子供たちは役割を定めて、その実施に協力するかたちになる。すなわち、施設の指導者の指導をうけつつ子供たちがきめた計画を、施設が受けいれて実施し、その実施にあつては、子供たちが自分たちでいろいろな役目を引受けるという形になる。

④ クラブの計画と全園の計画

それぞれのクラブは、クラブでまともつてレクリエーションのプログラムを作る。たとえばAのクラブではハイキング、Bのクラブでは共同製作、Cのクラブは劇を練習するという具合である。そして、新年、子供の日、文化の日、クリスマスなどには施設全体として催物をするが、その内容は委員会で相談する。各クラブの希望や計画を総合して全体の計画が成りたつ。たとえば全体で芸能会をするとなれば、Aクラブは劇、Bは踊り、Cは合唱と、各クラブの計画をもちよつて全体のプログラムがなりたつ。クラブの組織がない場合や、またはクラブ別にやらない場合には、興味別のグループごとに計画をもちよることもできる。夏休みなどには、各クラブで共同製作、共同学習、ハイキング、キャンプ、海水浴などのプランをたて、また、キャンプや海水浴をクラブ合同で行うこともよい。こうして各クラブはそれぞれに独立の計画をたてて活動しつつ、全体としての計画の中に溶けこんで活動する。

⑤ 社会性の発達

グループ活動のねらいは、子供たちがグループの一員として活動することによつて、子供個人の人格が圓滿に成長することと、そのグループがグループとして団結ある楽しい平和なるものとして成長し、さらにグループの総体として施設全体が成長することである。子供たちは自分の成長とともに、グループの成長、施設の成長を体験し、個人の利益と集団の利益とを重ねて考慮するような人間として育成されることである。子供たちは自分の属するグループをよくすることについては一生懸命に協力するが、ともすればそのために他のグループの迷惑をかえりみないことが

生じやすい。これは団体個人主義である。これより更に一歩進んで、他のグループの利益も考えつつ施設全体の子供たちが仲よく成長するよう、他のグループのためにも奉仕することを体得させる必要がある。更には施設のためのみならず、自分たちのいる社会のために奉仕することが自分の成長でもあるという観念を身につける事も大切である。そのためにはクラブの活動のプログラム、或いは施設全体のプログラムを相談するときに、その土地の人々のために或は廣く国民の福祉のために何か自分たちでできる奉仕をするという活動を織りこむよう指導することを忘れてはならない。町の清掃とか、養老施設や児童施設の慰問などがその一例である。

⑥ 子供の組織と指導者

一 このような子供の組織に対する指導者の態度は、すでに度々のべたように、子供たちの自主的な活動を促し、子供たち自身で討議して妥当な結論に達するようにし、子供たちに頭から指導者の考えを押しつけるのではなくて、子供たちの相談相手となり、その力の足りないところを補つてやるというのでなければならぬ。指導者が自分ですべてのことをきめてしまい、子供たちはただ指導者の指示に従つて活動するのであつては、子供の正しい育成は望まれない。

五 設置と運営

一、児童厚生施設の認可と監督

(一) 認可

児童厚生施設は、設備及び運営について定められている最低基準を維持するものでなければならぬので、国や都道府県が設置する場合を除いて市町村その他のものが設置する場合には都道府県知事の認可をうける必要がある。市町村その他のものは、市町村その他の公共団体、児童福祉事業団体、社会事業団体、児童文化団体、社会教育団体、婦人団体、青年団体等の団体のほかに、神社、寺、個人など、いろいろな場合が考えられる。普通、都道府県が児童

厚生施設を設置するということは余りないが、モデルの意味で設置することも考えられる。

児童厚生施設が必要な場合、土地や財源の関係で最低基準に適用ものがないからといって、設置を断念したり計画を変更したりすることなく、とにかく子供のレクリエーションのための施設として、できるだけ設備と運営を

なし、次第に整備して認可をうけるようにすることが望ましい。

(イ) 児童福祉事業施設の届出

国及び都道府県以外の者であつて、児童厚生施設の認可をうけず、または児童厚生施設の基準にあてはまらない設備や運営の仕方の子供のレクリエーション施設を運営する者は事業開始前に都道府県知事に届け出なければならぬ(法第三十四條の二)。廃止したときも届け出なければならぬ。その範囲は「主として児童を対象とし、その心身の厚生を図ることを目的とする会館、遊園又は劇場を運営する事業」(令第九條の二)となつてゐる。この届出は営利を目的とするか否かを問わない。又その施設の一部を使用する場合も含まれる。児童厚生施設の最低基準に達しないで、認可をうけられない施設は、この届出をして事業を開始すればよい。この場合は、社会事業施設として社会事業法第二條の規定による届出を済ませているものでも、重ねて児童福祉法の規定による届出をしなければならぬ。なお、社会事業法第二條の規定による届出をしてある施設の土地や建物に対しては、有料で使用させている場合を除いて、租税その他の公課が免除される。

(ロ) 施設に対する指導、監督

都道府県は、認可された児童厚生施設が最低基準を維持するように監督するため、施設から報告を求めたり、また實地につき係員が視察したりする。もし最低基準に達しない點があればそれを改善してもらふ。施設が改善をしないので、認可施設にふさわしくなくなつた場合には認可をとり消されることがある。また事業の停止を命ぜられることもある。

認可をうけない施設、認可を取消された施設は、ともに児童福祉事業を行う施設として届け出で、監督をうけることになるが、この場合も都道府県から報告を求められることがあるほか、實地に監督をうけること、必要のあるとき

には改善を命ぜられることなど、認可された施設の場合と同様で、設備や運営の仕方が児童福祉の見地から有害であると認められるときには、事業の停止や施設の閉鎖を命ぜられることがある。この監督は、施設の向上をはかるためのものであつて、單なる取締的な考えで行われるものではない。

二、経営と財務

(イ) 帳簿

児童厚生施設は日々の運営の状況や運営が財産に影響を及ぼすような一切の事がら、すなわち収入、支出、施設がこわれたり、修繕したり、新設したり、あるいは消耗品を使つたりする。そういう財産の上の変化の一切を明らかにするために

- 1、設置者、管理者、職員の名、年令、履歴を明らかにする帳簿
 - 2、日誌
 - 3、財産の状況を明らかにする帳簿
 - 4、收支の状況を明らかにする帳簿
- を備えなければならない(基準第十六條一)。私立の団体や個人が設置した施設の場合は、右の3、4の帳簿には
- イ、児童厚生施設のための財産と收支
 - ロ、その他の財産と收支

と、この二つを区別して記さなければならぬ(同條二)。たとえば寺の境内を利用して児童遊園を設置した場合、その経営を寺自体が行うとしても、寺の財産及び收支と、児童遊園の財産及び收支とを区別して経理しなければならぬ。

保育所に附設した場合も、児童厚生施設の收支と保育所の收支とは別にして整理しなければならない。幼稚園に附設する場合、公民館に附設する場合なども同様である。

(ロ) 財務事務の取扱

児童福祉施設の財産の状況を明らかにするために、厚生省児童局から昭和十四年三月十三日付で「児童福祉施設の財務事務取扱要領」が出されて、施設はこの要領に準拠して取扱うことになっている。

取扱要領の概略

児童福祉施設の事業の性質からいって、国や地方公共団体の財政管理と同様に取扱われることが適当であるという考え方から、具体的には予算による經理の方式を採用する、四月から翌年三月までを年度として、一年間の事業計画をたてて、これに伴う收支の予算をつくり、これに基づいて事業を行い、經理を進めて行く。もちろん事業は必ずしも計画通りに行かないが、収入と支出の目安をたてて、その收支はつきりさせて結末をつけて行くことがねらいである。つまり經營をガラス箱に入れて、誰にでもすぐわかるようにして置くことが公共的性質を有する施設として最も大切なことである。

1. 予算を編成すること。

歳入歳出はすべて予算に編入するが、その場合歳出予算は事務費、事業費を明らかに分ける。

事務費 俸給、手当、旅費、通信費、運搬費、筆紙墨文具費、備品費（自転車、整理箱、書類綴、インクスタン、ド等）など、その一年間に必要なもの、建物の小修繕費。

事業費 図書、雑誌、玩具、遊具（消耗するもの）の買入れ予定額、遊具、道具の小修繕、維持に必要な経費、ポスター費、催物などに使う紙、絵具、その他。

歳入予算には次のような項目があげられる。

繰越金 前年度の歳入歳出の剰余見込額。

寄付金及び共同募金収入 施設自体への見込額。会員組織で維持費を集める場合は寄付金に入れるか、又は別に会員寄付金、会費収入等の項目をあげてもよい。

利用収入 有料の場合に施設を利用する者の見込数で算出する。

過年度収入 前年度以前の収入分などで拂いこまれる見込額。

預金利子 一年間に現金の出入の余りを手許におかないで貯金や預金にした場合の利子の見込額。

雑収入 不用品を賣つたときなどの雑収入の見込額。

歳入出の予算は毎年三月迄に翌年度分を編成する。

2. 予算を執行すること。

3. 会計の事務

(イ) 收支を定める人と現金を出入れる人とは別な人の方が間違いないから、一人で兼ねないこと。

(ロ) 支拂の余裕金は日常必要なもの以外は預金しておくこと。

(ハ) 会計の帳簿としては

- 歳出簿
- 歳入簿
- 現金出納簿

を設け、記載には月計と通計をつけて、いつでも現在までの状態がわかるようにする。歳出簿は事務費、事業費を別に記す。

(ニ) 会計事務を正確にするためには、更に収入原簿、収入調定簿、物品購入簿、備品消耗品受拂簿、財産蓋帳などを備える。会計事務規程を定めておくこと。

(ホ) 会計の證憑書類（領收證、收支を證明する書類等）は種目別に綴つて保存する。

決算は予算と同じ区分で調製することは、いうまでもないが、歳計で剰余金ができたらなるべく基本財産として積立てることが望ましい。

(四) 財源

都道府県、市町村が設置經營に当る場合は、その予算をもつて經費を支出するが、その場合にも事業収入として入園料又は入館料をとることがあつてもよい。

団体や個人が經營する場合は、主な財源とし団体や個人が經營する次のようなものがある。

(イ) 会費収入

その他の団体が経営する場合には、その団体の資金の一部として経費がまかなわれる。

(ロ) 事業収入（使用料収入）

施設の入園料、入館料、或いは利用者から月額会費をとることができる。

(ハ) 寄付金、共同募金

婦人団体、防犯協会等の地域団体からの援助が寄付金の形で行われることは望ましい。また個人や団体からの寄付金も望ましい。共同募金も有力な財源の一つであるから、各地方の共同募金委員会に配分を申請するがよい。

(四) 職員の待遇

児童厚生施設では、なかなか専任の職員を置くことは財源の点からも困難であると思われるが、たとえば図書室を主としている児童館であつて、会員の会費や臨時の入館料等を徴集している場合、利用者が多ければ図書の出、整理、事務の整理にも人手を要し、子供の自主的な管理だけでは間に合わなくなるので、専任の職員を必要とし、またその俸給を支出することも容易である。職員の待遇はできるだけ公務員以上にすることが望ましい。なお、このような事務整理の職員には子供をもつ未亡人で教養のある人を使うようにすれば、子供に対する指導の効果もよく現われ一方には未亡人の職場の拡大ともなるわけである。

三、運営委員（會）

児童厚生施設の運営については、できるだけ地域の人々に参加してもらうことを考えなければならない。それには運営委員会を設けて、その委員として活動してもらう方がよい。この運営委員会は施設に対する協力とともに、その地域として施設の活用をはかるうとする外部的なものである。施設の経営の実権は団体ならば理事会、個人ならば経営者に、地方公共団体ならば市長とか町長にあるのである。P.T.A.の組織がしつかりして、よく活動しているところでは運営委員会をP.T.A.の一つの部会として考えることができる。

運営委員会の仕事の主なものは、地区の人々が施設のために何をしてやるか、施設を利用して子供たちに何をしてやるか、ということであつて、施設の経営の内部には立入らない。施設の顧問ないし應援者としての役割を果たすことである。

四、管 理

(一) 規 程

児童厚生施設は施設の管理運営について必要な事項について規程を設けなければならない。

一、利用者の定員について

二、利用する児童の種類について

三、日課、年間行事について（開館（園）時間、休日、行事など）

四、利用をことわる場合があればその条件について

五、利用料金について（これらは規程としてはつきりさせておく必要がある（基準第十五條））

利用する児童について、たとえば年令、性別、居住する地域等によつて利用対象を制限する必要があるればそれを定めておかなければならない。

開館（園）時間は、地方により、また季節によつて異なるが、午前九時から午後六時までが標準とならう。夜間は土地の事情に應じて必要がある場合に開くこととするが、それも午後九時を超えない方がよい。児童遊園は夜間必要がなければ閉めておく方がよい。

施設内の子供の生活の秩序をみだすものは利用をことわることは場合によつて必要であるが、これは児童の自治会の規約に委せてもよい。傳染性の疾患があるものの入所を拒むことは當然である。

利用料金については都道府県知事の認可を必要とするが、施設を維持するために必要な限度で定めなければならない。普通、図書、遊具等を備える児童館においては、臨時入館料三圓程度、会員として月額五〇圓程度とみるべきであらう。貧困家庭の児童に対して減額又は免除すべきことはもちろんである。

児童厚生施設の経営に必要な資料を備えなければならない(基準第六十四條)。保護者に関する調査表、出席表及び指導日誌を備えなければならない(基準第六十四條)。指導日誌は、毎日の施設のプログラム、利用した児童数、観察の結果特に注意を要する子供について児童に対して行つた指導とその効果、児童の活動状況等を詳細に記録して、児童の遊びの生活の実態と施設のそれに対して果して

いる役割を反省し、さらに將來の活動の参考にする資料として重要なものである。出席表は、区域内の児童の施設利用度を見、施設を利用する児童の生活を観察し、併せて地域内の一般児童の生活を推察するのに参考になるばかりでなく、クラス組織やクラブ組織による活動をなし、児童の自主的な管理による運営をなす場合には、その推進の基礎資料として必要である。

児童及び保護者に関する調査表は簡單なものでよいからできるだけ備えたい。この調査表は児童が施設を利用する申込のときに、児童及び保護者の住所、氏名、年齢、学校、職業、家庭の状況等を申込書に記入してもらえばよい。

④ 日日の管理

毎日の設備や図書、遊具等の管理や遊びの運営は、その地区の児童の自主的な組織で行われることが望ましい。施設を利用する子供たちで自治会をつくり、会員から選ばれた委員が読書委員、遊具委員、集会委員、花壇委員等のようにそれぞれの部門を担当して自主的に管理し、施設の職員は児童に協力するような形でこれを指導することが望ましい。

⑤ 保健、衛生、安全

施設の職員は施設へ来る児童の健康状態に注意し、傳染病の流行期等には適切な伝播防止の方法をとるほか、児童の健康や行動について問題のある場合は保護者に連絡して注意を促さなければならない(基準第六十三條)。また施設の職員は少くとも年に二回は健康診断を受けなければならない(基準第十三條)。

施設で児童の飲用に供する水は、水道以外は少くとも年に二回水質検査を受け、その検査票を見やすい場所に掲示しておく必要があり(基準第十二條)。また便所は毎日掃除し、少くとも二週間に一回は、これに消毒剤を撒布する必

要がある。
なお非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練をするように努めなければならない(基準第七條)。

五、研究と連絡

子供がつねに成長して行くように、児童厚生施設もつねに成長することを忘れてはならない。レクリエーションの内容は、日とともに、月とともに変化があり、子供たちの気持にも変化があるから、施設と指導者は子供とともに成長し、変化して行かなければ、児童厚生施設は退歩してしまわなければならない。

そこでつねに研究をつづけること、他の施設や児童文化団体と連絡をとつて施設の内容の清新を図ることを忘れてはならない。

(一) 研究

児童厚生施設は子供の生活の一つの場所であるから、施設の職員や関係者は、つねに子供の研究と子供の遊びの研究、レクリエーションの指導の技術の研究に心がける必要がある。單に新しいレクリエーションの方法や文化財を取り入れることばかりでなく、児童心理や児童文化の基本的な理論、児童に対する心理的な指導の実際(子供の心理にかなつた取扱の理論と実際)についても、次第に深く研究し、また新しい学問上の意見に注意する必要がある。

施設としては児童文化やレクリエーションの具体的な技術の解説書と共に、できるだけ児童心理、児童文化、児童問題の理論に関する書物もそなへ指導者はこれを参考に研究することが大切である。

その他、必ずしも子供のレクリエーション指導に関する研究ばかりでなく、子供のレクリエーションの指導に関係の深い音楽、演劇、スポーツ、読書指導、自然科学、科学機械の知識、保健衛生、その他一般の常識を備えるための参考書を読んだり、関係の講習会その他の会合にできるだけ出席することもよい方法である。

子供を圓滿な人に指導するには指導者が圓滿な常識を持たなければならない。それは一時に得られるものでなく、つねづねの心がけと研究にまつのである。

は、その施設の所在の地域の子供たちのために、最もよく児童厚生施設としての使命を果たすように、施設独自の運営を研究し、つねに向上しなければならぬ。それには、研究はただ自分だけで行うのではなく、他の施設や児童文化団体の行っている仕事を参考にし、お互いにその仕事の効果を検討し合い、反省し合つて、他の施設のやり方の長所をとり入れるように努めることが必要である。そのために近くの児童厚生施設の相互の連絡はもちろぬ、他の児童文化関係や施設との連絡をはかり、共同で連絡研究協議会をもつことが必要である。

この連絡は指導技術や施設運営の研究に役立たせるばかりでなく、更に施設や団体の実際の活動を相互の提携によつて圓滑活潑にすることを考える必要がある。

たとえば、各施設や団体に保有する各種の文化財の目録を作つてこれを交換し、必要なものを貸借して利用するとか、圖書の交換をするとか、共同のプログラムを考えるなど、相互の連携によつて、いつそう便宜を得、活潑に活動できるであらう。

この連絡は、一つの組織体に発展してもよい。〇〇市児童厚生連盟、〇〇児童文化連盟というような団体として、或る種の文化財、たとえば映画、幻灯、紙芝居等の共同購入、共同管理することも便利な方法である。各施設や団体が、自分の所でだけ使うために、一々、映写機や幻灯器をもち、フィルムや紙芝居を買い揃えることは負担に堪えられない。これらは共同で使用する方法を講ずることが賢明である。

開 係 資 料

一 児童福祉施設最低基準(抄)

(昭和二十三年十二月二十九日
厚生省令第六十三號)

第一章 總 則

(最低基準の目的)

第二條 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、且つ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適應するよう育成されることを保障するものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第四條 児童福祉施設は、最低基準をこえて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準をこえて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(最低基準実施の監督)

第五條

2 都道府県知事は、當該児童福祉施設の指導及び監督を擔當する吏員を指定して、六か月に少くとも一回は國以外の者の設置する児童福祉施設が、最低基準を遵守しているか否かを實地につき検査させなければならない。

(児童福祉施設の構造設備の一般原則)

第六條 児童福祉施設の構造設備は、採光、換氣等入所している者の保健衛生及びこれらの者に對する危害防止に十分な考慮を拂つて設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第七條 児童福祉施設においては、輕便消火器等の消火用具、非常口その他災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に對する具體的計画を立て、これに對する不斷の注意と訓練をするよう努めなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第八條 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び實際について訓練を受け、且つ、この省令又はその他の法令で資格を定めた職員以外の職員についても適當な資格を有する者でなければならない。

(異つた児童福祉施設を附置するときの設備及職員の基準)

第九條 一の種類児童福祉施設は、附近に適當な施設がない等、必要があるときは、他の種類の児童福祉施設を附置することができる。

2 前項の場合においては、必要に應じたる主たる児童福祉施設の設備及び職員の一部をこれに附置する児童福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。但し、入所している者の居室及各児童福祉施設に特有の設備並びに入所している者の

（設備及び備品の清潔並びに入浴）

第十一條 児童福祉施設に入所している者の使用する食器、雑具、衣類、居室、便所等について、左の各號によらなければならぬ。

四 居室その他入所している者の使用する室には、少くとも三カ月に一回は、DDT等の殺虫剤を散布すること。

五 便所は、毎日これを清掃し、且つ、少くとも二週間一回は、これに消毒剤を散布すること。

（入所している者の食事）
三 児童福祉施設の長は、少なくとも一年に二回（出水等により必要があるときは、その都度）水道以外の飲用に供する水の水质検査を受け、水质検査を行った者の證明した検査票を見やすい場所に掲示しておかなければならない。

（入所した者及び職員健康診断）

第十三條 児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）の長は、入所したとき及び少くとも一年に二回は、入所した者に學校身體検査規程に準じ健康診断を行わなければならない。

四 前三項の規定は、児童福祉施設の職員（中略）にこれを準用する。

（設備）

第五十九條 児童厚生施設には、児童の遊び及び児童厚生施設の事務執行に必要な設備を設けなければならない。

（設備の基準）

第六十條 児童厚生施設の設備の基準は左の通りとする。

一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、廣場、ぶらんこ及び便所の外、必要に應じ砂場及び滑臺を設けること。

二 児童館等屋内の厚生施設には、集會室、遊戯室、圖書室及び便所の外、必要に應じ映写室（遊戯室その他大きな室と兼ねることができる。）を設けること。

（職員）

第六十一條 児童厚生施設には、児童厚生員（児童厚生施設において、児童の遊びを指導する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

二 児童厚生員は、左の各號の一に該当する者でなければならない。

- 一 寮三の資格（第四十四條）を有する者
- 二 児童厚生事業に關し、特別の學識経験を有する者であつて、都道府縣知事が適当と認定した者

（遊具の指導）

第六十二條 児童厚生施設に於ける遊びは、遊具による遊び、集團遊び、音楽、舞踊、読書、製作、お話、紙芝居、人形芝居、劇、映畫、遠足、運動、キャンピング等のうち、適當なものを選びこれを行うものとする。

入所する者の種類に關する事項

三 日課、年間の行事等に關する事項

四 退所させるべき事由に關する事項

五 入所する者又はその扶養義務者の負擔すべき費用に關する事項

二 法第三十五條第二項の規定により設置した児童福祉施設の管理者が、前項第五號の入所する者又はその扶養義務者の負擔すべき費用に關し設ける規程は、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

（児童福祉施設に備える帳簿）

第十六條 児童福祉施設には、日々の運営及びその財産に影響を及ぼすべき一切の事項を明らかにするため、設置者、管理者、職員の名、年齢及び履歴を明らかにする帳簿、日誌財産の状況を明らかにする帳簿並びに收支の状況を明らかにする帳簿を備えなければならない。

二 私人の設置する児童福祉施設の財産の状況を明らかにする帳簿及び收支の状況を明らかにする帳簿には、當該児童福祉施設のための財産及び收支を、その他の財産及び收支と區別して記載しなければならない。

第六章 児童厚生施設

二 遊びの指導は、集團的及び個別的にこれを行い、集團的に指導するときは、特にクラブ組織による指導を重んじなければならない。

（保護者との連絡）

第六十三條 児童厚生施設の長は、必要に應じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

（備える帳簿）

第六十四條 児童厚生施設には、必要に應じ児童及びその保護者に關する調査表、出席表及び指導日誌を備えなければならない。

児童福祉施設最低基準施行について

昭和二十三年十二月二十九日
厚生省発児第六十七號
各都道府縣知事宛児童厚生施設最低基準施行について

第二 監督

二 各児童福祉施設に關する事項
（一）児童厚生施設は、省令第六十條の設備を有し第六十一條に規定する職員を置く施設である。都道府縣の設置する児童厚生施設は、更に児童厚生員を置くこととする。

れることを考慮し、そのような公的保護をなすことが適當とみられ、かつ、その施設の收支が主たる事業から獨立し責任ある管理者が居る施設であつて、児童の福祉を目的

とするものであればこれに含まれるものとして扱われて差支えない。

なお、児童厚生施設がきわめて不整備である現状に則し本條の適用に當つてはこの基準に適合しない理由をもつて既存のものを廃止したり、新設を見合せ等のことのないより、簡便なものを數多く設け、漸次これを基準に適合するような施設に拡充発展せしめるような留意をもつて指導せられたい。

第四 職員

六 省令第六十一條に規定する児童厚生員はやむを得ないときは他の児童厚生施設の児童厚生員と兼ね又巡回の者であっても差支えない。

緑地計畫標準(抄)

一、一般標準

- (一) 緑地計畫は市民の保健、慰樂及び都市の美觀保安を主として市街地の用途、空地の配分等を勘案して樹立すること
- (二) 緑地計畫に於ては普通公園、自然公園、運動公園、近隣公園、児童公園、公園道路、広場、植樹帯、緑地帯、墓苑及其他の緑地を包含せしむること。
- (三) 震災區域に対する區域内の緑地の所要面積は既存の緑地と合せて概ね一〇%とし、準緑地の有無、都市の大きさ、特性、地況の実情により、緑地の種類、配分を考慮して面積割合を増減し得ること。

但し近隣公園及児童公園の、所要面積は總面積に対する面積割合において一〇%の内五%とし、人口密度大なる地區に在りては一人当り一坪を下らざること。

二、公園計畫標準

第一分 類

(一) 小公園

近隣に居住する者の保健、慰樂の用に供するもの。

イ、近隣公園、老若一般の保健、慰樂の用に供するもの。

ロ、児童公園

1、少年公園、主として十四、五歳以下の児童の運動、教化の用に供するもの。

2、幼年公園、主として、十一、二歳以下の児童の遊戯、教化の用に供するもの。

3、幼児公園、主として学齡前の幼児の遊戯の用に供するもの。

第二面 積

概ね左の標準による。

(二) 小公園

イ、近隣公園、一カ所当り五ヘクタール以上とす。

ロ、児童公園

1、少年公園一カ所当り〇・八ヘクタール以上とす。

2、幼年公園一カ所当り〇・五ヘクタール以上とす。

3、幼児公園一カ所当り〇・二ヘクタール以上とす。

第三 隣接距離

(二) 小公園

イ、近隣公園、一「キロメートル」とす。

ロ、児童公園

1、少年公園、〇・六「キロメートル」以内とす。

2、幼年公園、〇・五「キロメートル」以内とす。

3、幼児公園、〇・二五「キロメートル」以内とす。

河川、運河、大なる構造物敷地小学校は例外、交通類繁なる道路等ある場合は、児童公園の誘致距離は之により遮断せらるるものとす。但し十一、二才を越ゆる児童に対しては此の限りに非ず。

第五 境 域

(五) 周囲を宅地に直接せしめざること。

復興土地區劃整理設計標準(抄)

第二、設 計

一、總 説

八、近隣住區を單位として統一ある近隣組織を構成するよう細部の土地利用計畫を樹て、これに則つて必要な細道路、児童公園、各種の公共的施設用地等を配置し、又街廓及び副地の形を定める。

二、近隣住區計畫

イ、国民学校を中心とする人口約一〇、〇〇〇を收容する地區(人口一人当り三〇一〇〇平方米を普通とする)を以て近隣住區の地區とする。

ロ、国民学校敷地(約二ヘクタールを標準とする)は地區の中央に近く、且つ交通類繁な街路に面しない位置に計畫する。
ハ、住區内人口一人当り二平方メートル以上の児童公園(少年公園、幼年公園、幼児公園)を適当に配置し、尙この外數近隣住區内に一箇の近隣公園を考慮する。
五、街 廓
二、鐵道、軌道、自動車専用道路、堤防、公園、国民学校敷地等に副地を直接せしめないようにする。

五、副 地

2 形 狀

ホ、公園綠地

イ、土地區劃整理の設計に関係ある小公園(近隣公園、児童公園)の面積は五パーセント以上を留保する。特に大きい人口密度を予想される地區では、適当に前號の所要公園面積を増加して一人当り三平方メートルとする。
ロ、近隣公園は、數箇の近隣住區につき一カ所を計畫しなるべくその中心部に配置する。

二、国民学校の運動場で、少年公園を兼用させるだけの面積があるときは、その區域の少年公園は、これを兼用せしめよう。

ホ、児童公園は、幹線街路又は重要道路に連接せぬようにならるべく街區の内部にこれを確保し、少くともその二層以上は道路に接せしめる。

ハ、幼年、幼児公園は、河川、運河、大きい構造物(国民学

校は例外)、交通頻繁な街路、鐵道、軌道等によつて家からの往復を遮断されないようにする。

ト、児童公園の設置については、その周囲の環境を考慮し、繁華な商店街(市場、座敷等)、工場、自動車々區、病院(特に傳染病院)、鐵道、軌道、その他交通頻繁な街路、屠場又は死者處理場、墓地、火葬場、高壓線下の敷地、危険な地形の土地等に隣接させないようにする。

児童公園の設置及び運営について

昭和二十四年六月十八日
厚生省児童第五四六號
各都道府縣知事宛厚生省児童局長並建設省都市局長通知

標記の件については、公共空地整備事業の一環として建設省より國庫補助を受けずでに計畫を取進めたいことと存するが、標記児童公園は児童福祉法第四十條に規定する児童厚生施設児童遊園と密接な關係を有しているためこれが設備、運営等に當つては左記各項御留意の上その運営に付遺憾なきを期せられたい。

記

- 一、児童公園の設備場所の選定については、土木部、都市計畫課と民生部児童課と常に密接な連絡を保持したいこと。
- 二、児童公園の設備及び運営については、児童福祉施設最低基準に規定する児童厚生施設(児童遊園)の基準をも勘案の上措置されること。

主要参考書

松崎芳仲	児童福祉法	日本社会事業協会	六〇圓
〃	児童福祉施設最低基準	〃	一〇〇圓
〃	児童福祉施設の財務	雄文社	一〇〇圓
〃	児童福祉施設の施設	東洋香館	五〇〇圓
川嶋三郎編	児童福祉の諸問題	港出版合作社	三〇〇圓
〃	公園緑地協会特集(第十一卷第三號)	建設省内公園緑地協会	非売
山高しげり編	子どものしあわせ	清水書房	一〇〇圓
山下俊郎	幼児心理学	緑松堂	三〇〇圓
〃	児童心理学	光文社	四〇〇圓
後藤岩男	児童理解の方法	世界社	二〇〇圓
ホーマアブレイン著	親と教師に語る	日本評論社	三〇〇圓
小此木貞三郎譯	〃	〃	〃
A・B・ニール著	問題の子供	大日本雄弁会	一〇〇圓
露田静志譯	〃	〃	〃
松葉重庸	児童文化概論	緑松堂	三〇〇圓
中山友	子どもと文化	社会教育連合会	四〇〇圓
シンコウイチ著	アメリカに於ける隣保事業	日本社会事業協会	六〇圓
池川岡村譯	於ける隣保事業	〃	〃
永井三郎	策論事業の理論と実際	日本基督教青年会同盟	六〇圓

額田みのる グループの実際 シープ社 五〇圓
文部省青少年団 青少年指導の手引 社会教育連合会 五〇圓
体委員 会 レクリエーション 〃 三〇圓

日本赤十字社編 こどもたち 日本赤十字社 非売
に愛の奉仕を

中島俊 育成の実際 愛知縣 二〇〇圓
小倉至 仲び行くクラブ 清水書房 一五〇圓

恒内芳子編 こどもと レクリエーション 社会教育連合会 四〇〇圓

高橋四郎 ゲームと その導き方 日本基督教青年会同盟 六〇圓

Y.M.C.A ゲームと指導 日本基督教青年会 五〇圓

額田年 レッドゲームス 日本社会事業協会 七〇圓

東京都保育研究会 たのしいあそび フレーベル館 一〇〇圓
会遊戯部 会 こどもの集団遊び(上下) 片井商会出版部各二部 一〇〇圓

内山慈尚 幼児と低学年レクリエーションゲーム集 中央評論社 一五〇圓

滑川道夫 こどもの読書指導 国土社 三〇〇圓
奈良島知堂 子供のお話の仕方 小峰書店 七〇圓

内山慈尚	幼児と低学年の実際話集	中央評論社	一八〇圓
松葉重庸	幼児の紙芝居と人形芝居	緑松堂	一〇〇圓
副島ハマ	幼児の絵巻と製作	〃	三〇〇圓
〃	子供と母親の製作玩具	片井商会出版部	二〇〇圓
田中寛一	おもちゃの与え方と作り方	大日本雄弁会	一〇〇圓
牛島發友	自然物のおもちゃ	会講談社	一〇〇圓
滝田要吉	自然物のおもちゃ	フレーベル館	二〇〇圓
映畫教育協会	月刊「映畫教育」	映畫教育協会	五〇圓
雑誌	雑誌「映畫教育」	〃	五〇圓



子どもの 遊び場」を 支える 大人の役割

プレイワーク研修テキスト

平成23年3月

財団法人 こども未来財団

平成22年度こども未来財団児童関連サービス調査研究等事業報告書
主任研究者：武田信子（武蔵大学教授）

大人はかつて子どもだった。

子どもの頃は、毎日生きる中で

新しい何かに出会い、初めての体験をし、新しいことを身につけていた。

毎日のいとなみに名前などついていかなかった。

たぐさんの不思議に出会い、

みる、きく、ふれる、かぐ、味わう…

五感を駆使してたぐさん感じ、こころみ、失敗した。

毎日の繰り返しの中で社会のルールを覚え、

四季の変化の中で自然を畏敬し、

大きな人にあこがれ、

一つ一つ、近づいたことを喜び、

大きな人を厭い、

ああはならないと決めた。

かつて子どもだった大人たちは、

たぐさんのことを身につけ、

それを後から来る子どもたちに伝えたい、と願う。

右の道よりも、左の道の方が安全だと教えたいと思う。

右の道には蛇じへがいる。

それを子どもたちにどう伝えるか、伝えないか。

子どもたちが蛇を怖れず、蛇にまどわされず、

蛇を「遊ぶ」ように育てるには

どうしたらいいか？

大人は智慧ちえを持っている。

大人は経験けんを重ねている。

子どもが無事に、智慧と経験を持った大人になるように

大人は智慧と経験を活かす。

育てたように子が育つなら、さあ、私たちは、どう子どもたちを育てようか？

プレイワークとは

「プレイワーク」という言葉は、多くの人にとって新しい言葉かもしれません。プレイワークとは、簡単に言えば「子どもが遊ぶことに関わる大人のあり方」についての専門分野を指します。そして、プレイワークに仕事として従事する人は、世界的にも「プレイワーカー」という名称で呼ばれています。

プレイワークの歴史は、まだそれほど長くはありません。幼児教育や保育などの分野では、「遊び」が子どもの成長の重要な一角をなす研究対象としてとらえられてきました。その一方で、それよりも上の年齢の子どもを対象とした遊ぶ場づくりが積極的に展開され、そうした場での子どもと関わりを持つ大人が増えてきたのは、20世紀の後半に入ってからのことになります。

日本でも今では、児童館や冒険遊び場、移動型遊び活動、学童保育、放課後保育、野外活動、子ども会などに至るまで、様々な大人が「子どもの遊ぶ場面」に関わっています。けれども、「そのような大人がどのように考え、どのように行動すれば、質の高い実践と言えるのか」ということについては、あまり整理されてきたとは言えません。

それは、私たちの多くが、少なからず、子ども時代の遊び体験を持っていることと関係しているかもしれません。それぞれに、遊びの原風景があり、そこで育まれた価値観を手に入れてきているため、「子どもが好きであれば、専門性を持たなくとも誰もができる仕事」という風に理解されてきたこともあるでしょう。

しかしながら、子どもにとっては、身の回りの生活の中で触れる人やもの、環境のすべてが「遊ぶ場」となり、「遊ぶ道具」となる可能性を持っています。子どもにとって、遊ぶことは自分の生きていく身の回りの世界を知るための「どびら」となります。そして、そこで体験したさまざまなものが、自分自身や自分の住む地域、身の回りの人やものについての知識となり、生きていくための大切な資源となります。

その一方で、現代社会では、豊かな遊びの環境が子どもの生活から失われつつあります。その背景には、道路事情、不審者、管理責任、けがや事故への不安のほか、自然環境や地域の大人同士のコミュニケーションの喪失、子どもの学びや成長への過度の期待など、様々な要因が考えられます。プレイワークは、そうして失われつつある、「豊かな遊び環境の整備やそこでの子どもとの関わり」についての考え方を整理し、様々な状況にあるすべての子どもにとって有効な大人のあり方を追求するために生まれた言葉だと言えます。

そのため「大人の用意した遊びのプログラムや活動を子どもたちにどのようにうまく導入するか」といった方法論・技術論は、プレイワークでは中心的な課題ではありません。それは「子どもは自ら遊ぶ力を持っている」「何をどのようにして遊ぶのかは、子ども自身が決めるもの」ということを前提に、プレイワークが成り立っているからです。

みなさんがプレイワークを学ぶことで、子どもにとつての「遊ぶ」ということを大切にしながら、その時に大人としてどのように子どもに関わる（あるいは関わらない）のかを知り、実践し、振り返ることができるようになっていくでしょう。

この冊子の使い方

この冊子は、プレイリーダーにはどのような高い専門性や力量が必要であるか、子どもの遊びの「場」にどんな配慮が必要なのかについてまとめたものです。

「子どもの遊びに直接関わる大人＝プレイリーダー」のみならずの自己研鑽に活用していただきたいと思いますし、プレイリーダーを雇用する立場の方々には、プレイリーダーの研修や雇用環境、場の整備のためのヒントに活用していただきたいと思います。

この冊子の使い方については、決まった方法があるわけではありません。お使いいただく方の現場・職場にあった使い方を工夫していただきたいと思います。

ただ、ワークシヨップ形式でテキストとして使う場合には、年齢や経験に関わらず、どんなことであれ「まずは皆が発言すること」が、だいにじにされているという雰囲気をつくりましょう。もし、誰かの発言や解説をみんながずっと聞いている状況になったら、お互いに「○○さんは？」と声を掛け合うなど発言しやすい場を作りましょう。実践の質を高めていくには、多様な感じ方や見方、意見をお互いに出し合って共有していきるかどうか、一番重要なポイントです。

冊子の使い方の例<その1>

4人程度のグループで、11ある<ポイント>から一つを選んで、読み合わせをしてみましょう。

1. 最初、メンバーそれぞれがペンを持って<ポイント>の解説を読みながら、「大切だと思ったこと、気になったこと、わからなかったこと」に下線や印をつけたり、コメントを書いたりしてみましょう。
- 2 次に、読んだ内容や印をつけた部分、書き込んだコメントについて、メンバーで話し合みましょう。

冊子の使い方の例<その2>

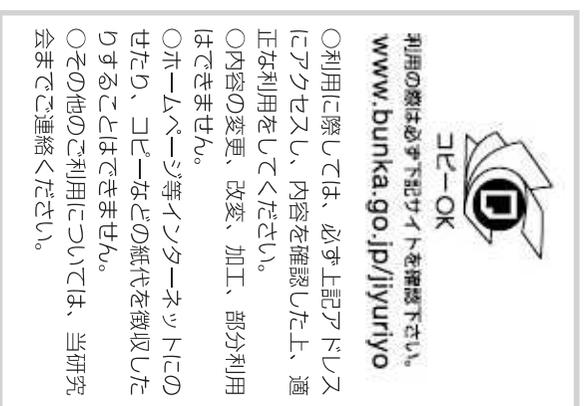
小グループで<ポイント>にあてはまると思われる日常の情景を出し合ってみましょう。

たとえば、<ポイント①「子どもを心から迎える」>であれば…

「子どもが遊びに来ていたのに気がつきがなかった」ということはこれまでになかったでしょうか？もし気がつきがなかったとすれば、それはなぜだったのでしょうか？誰か来ても温かく子どもを迎えるためには、どのような「場」や「人」の条件や仕組みが必要でしょうか？

冊子の使い方の例<その3>

小グループになって、それぞれのグループで<ポイント>を一つ取り上げ、その内容について「十分にできている『場』の事例や『人』の事例」と、「うまくできているとはいえない『場』の事例や『人』の事例」をそれぞれグループごとに作成してみましよう。その上で、それらの事例について「何がよいのか」もしくは「何が悪いのか」「どうして判断に迷うのか」について考えたり、さらに見えてきた課題を検討したり、他にどのような対応の可能性があったのかを探ったりしてみましよう。その際は、他の項目の記



述も参考にしてみるといいかもしれません。

*十分にできている『場』の事例：新人のブライウーカーが他のことに気を取られて子どもたちに配慮できそうにないことに気がついた大人の利用者が、そこに来ていた他の大人たちにさりげなく声をかけて、一緒に、やってきた子どもたちを迎え入れる態勢を整えた。

*うまくできているとはいえない『人』の事例1：子どもたちに昔遊びを教えようと講師を呼んだが、せっかくの機会なのに子どもたちが別の遊びに夢中でなかなか集まらない。講師に失礼にあたるので、子どもたちの遊びを中断させて集まるように指導した。

*うまくできているとはいえない『人』の事例2：子どもたちが何やら面白そうな遊びをしているので、近づいて行って「入っていい？」と聞いて入れてもらった。

冊子の使い方の例<その4>

同じ活動の場のメンバーで学び合いをするときは、グループの日々の実践の振り返りとして、<ポイント>の中から自分たちの活動の中で起きやすいと気づいた課題を取り上げ、「どのようにしたら実践をよい方向に変化させていくことができるか」「どのようにお互いに補いながら、よい実践を創っていくことができるか」を考えてみましょう。

冊子の使い方の例<その5>

スタツフの資質や専門性を高めていくためには、それぞれに個人が自分自身の傾向を把握することが欠かせません。そして、その「当事者としての研究」を元に、改善のための有効なアプローチを考えてみましょう。

実際の行動の振り返り際には、2人1組になって、下の表の問いを相手に投げかけてもらうと効果的です。

1. 私は何をしたかったのか?	5. 相手は何をしたかったのか?
2. 私は何をしたのか?	6. 相手は何をしたのか?
3. 私は何を考えたのか?	7. 相手は何を考えたのか?
4. 私はどう感じたのか?	8. 相手はどう感じたのか?

(Korthagen,2010「教師教育学」学文社より)

*各ページ左側の空欄は自由記述欄として活用してください。

個人で、あるいはグループで書くことを決めて、ワークのメモの場所としてお使いいただくこともできます。

子どもを心から迎える

子どもが、「ここは自分がいてもいい場所」であると安心して
きること。全てはまずそこから始まる。

そのために「初対面」の印象は、大変重要だ。人の目（評
価）を大変気にしがる子である子どもは、まず自分が「拒否さ
れていないか」どうかを瞬時にキヤッチする。それが大丈夫
だと感じると、次はどのように受け入れられるのかの「質」
のお試しが始まっていく。子どもによつては、初対面のその
日にすでに一気に距離を詰めていくことがある。また、子ど
もの側からは決して距離を縮めようとはしないこともある。
このいずれにも「大丈夫」だと感じられたとき、子どもは安
心を感じることができるといえる。初対面のこのときの印象は、再び
そこに行きたいと思うかどうかの意欲を大きく左右する。

その日その日のフレームストコンタクトも当然重要である。
すでに知り合っているがゆえに、プレイワーカーが自分をど
う見ているか子どもは感じとっており、ことにトラブルなど
を起こした後のプレイワーカーの態度がどのようなものかを、
子どもは緊張して見守っている。自分は邪魔にされていない
か、歓迎されているか。プレイワーカーは自分を見ているか、
笑顔だろうか。子どもはそういったことを、この1日のフレ
ームストコンタクトから瞬間に感じ取っていく。

初対面にしても、その日のフレームストコンタクトにしても、
子どもは自分に対しての応対だけを気にしているわけではな
い。ほかの子に対しての態度も、子どもは感じ取っている。
みんなに平等に歓迎の意思を表しているか、子どもによる差
別はないか。もし他の子どもに対する差別を感じてしまつた
場合、たとえその子は自分が歓迎的に受け入れられたとして
も、いつ自分も差別的な対応をされるかわからないといつた
不安を残す。

対応の仕方には、プレイワーカーの気質や性格も出る。子
どもがそのプレイワーカーを「気分屋」だと感じていたら、
子どもはまず「今日の気分はどうだろう」と考え、少しびく
びくしつつ声をかけてくるかもしれない。気質や性格は持ち
味なので、それが短所としてではなく長所として生かされる
よう、自分がどんな印象を与えているかを知る必要がある。
子どもの表情に「安心」があるかどうか。プレイワーカーは、
それを基準に子どもの受け入れ方を見つめなおすことが求め
られる。

子どもの存在を丸ごと尊重する

私たちが相手にしているのは、かけがえのないこの世でたった一つのいのちである。そのことに対する畏怖と敬意が根本にあることが、まず求められる。しかし、そのいのちは、さまざまな事情から傷つきびびり生じている場合もある。

遊びは、「やってみたい」というその子の欲求に動機付けられた行為である。社会的規範意識はその行為の「善」「悪」に実行の基準を求めるが、この「やってみたい」という欲求の実行基準は、それが自分にとって「快」か「不快」かにある。教育が前者である「価値」観の涵養を目指すものであるならば、遊びは後者の「情動」の世界にこそ根ざしているといえる。

愛され自己の存在が尊重されて育まれた子どもは、その情動が基本的な安心に支えられている。そのため、「やってみたい」欲求も相手の尊厳を傷つける形では表現されず、また万一そういう出来事があった場合でも本人の中に贖罪感が生まれ、事態改善に向けての次の一歩を踏み出すことができるものである。しかし、情動そのものが未発達で不安定な子どもは、概していのちを傷つけられ尊厳を踏みにじられる体験の中で育っており、時に人や物を傷つけ、それに対して楽しみすら感じる場合がある。自分が扱われているように相手を扱うことである種の自己浄化を行なっている可能性が高く、遊びにはこうした側面が深く関わっていることを知る必要がある。

子どもの発達に関する知識から、目の前の子どもの発達に疑問を持つこともある。それは、発達障害や心因性障害の発見と専門機関との橋渡しを求められる場合、必要な知見でもある。

しかし、いずれの場合でも、目の前にいる子どもをまず丸ごと受け止めること。教育や治療の対象としてではなく、さまざまなことを抱えたひとつのいのちであることを受け容れることが求められる。

プレイワークの持つ規範意識で「いい子」「悪い子」を分けることなく、また「いい遊び」「悪い遊び」を判断することなく、まず根本的に受け容れていくこと。その子どもとのコミュニケーションは、そこから始まることが欠かせない。悪い子にもいい面がある、ということではなく、悪い面にも意味があるということを知ることである。

子どもの主体性を尊重する

子どもには、自ら遊ぶ力、育とうとする力が備わっている。何度転んで痛い思いをしても決してあきらめず歩くことを自分で身に付けてしまうように、子どもには自ら学び育とうとする力が生まれながらに備わっている。自ら「やってみたい」と始める遊びは、そうした子どもの育とうとする行為の現われなのである。従って、遊びをストップしコントロールしようとする大人の手出し口出しは、こうした子どもの育とうとする意志への深い干渉につながっていることを知らなくてはならない。

遊びは、大人による「評価」というバイアスがかかる場合を除き、うまくやることそれ自体を目的にはしていない。遊びは、何かをやるうとしてもその途中でまったく形を変えて展開することがよくあるし、飽きてやめてしまうこともある。うまくやること、正しい方法、これらが万一ある場合でも、それは自らが発見者であり達成者である必要が遊びにはある。

ある子どもがそれを「やってみたい」と感じることで、それを他人が「予定」することはほとんど不可能である。子どもの「やってみたい」はその子の内側からあふれ出るもので、それはその子の育成環境、気質、性格、そのときの感情、周りにいる人との関係、これらすべてが響きあって生まれてくる。こうしたところから生まれる「やってみたい」思いの具現化は、その子そのものの世界を表現しているともいえる。それは他人から見たら、時には理解不能だったり、驚くべき発見だったりする。このように、遊びは自分の世界を自在に表現し発展させることができる環境が保障されている必要がある。

一方で、仲間と行なうから楽しみが増える遊びもたくさんある。この楽しみを根本的に保障するのは、そのルールの設定者が自分たちであることにある。子ども同士の遠慮のない人間関係は、コミュニケーション能力を高める上で不可欠な体験である。「うまくやる」ための大人の助言は、多くの場合子どもたちから主体性を奪うことにつながる。

けがも人間関係の傷つきも、自分が主体で行なわれれば次への糧として乗り越えられるものである。プレイワーカーはそのことをよく知り、誰よりもその主体を尊重しなくてはならない存在なのである。

子どものすることに関心を持ち、 何故それをするかを考える

子どもがすることは、その子の中の必然が何かしがある。身の回りで起きていることを客観的につかんだり、心の状況を表す言葉のボキャブラリーを持たない子どもは、それを行動であらわす。遊びの中においてもそれは顕著で、その様子から子どもの心の状態を推察できることも多い。ただし、それを受け止めることができるのは、子どものすることを否定することなく、関心を持ち、なぜそのような行動をとるのかを考えることができる場合にのみ限られてくる。

これはその子の心がさびしかったり悲しかったり、ねたみや憎悪で盛りくっている場合も同様である。このような時、往々にして子どもは人を傷つけ物を壊し、わざと大人を挑発する。大人がこれを問題行動としてしか捉えられなければ、子どもの心を受け止めることができないばかりかはねつけることになりかねない。行動の問題はそれとして押さえ、なぜそれをするのかを考えること、そこからでなければ思い至れない子どもの気持ちがある。

子どもの行動は、本人の意識によらないで起きていることが多い。言葉ではこう言っているのに行動が全く伴っていない、などはその典型である。だから、プレイワークは子どものすることをよく観察し、子どもの話をしっかりと聞き、なぜそういう動きをするのか想像し、そこからさまざまな可能性を読み取っていく。

無言でいる場合も、その視点がどこに結ばれているか。そのときの表情はどういうものか。身体から発せられている雰囲気も含め、全身から感じ取る気持ちを忘れてはいけない。一見ボーっとしているように見えても空想の中で集中して遊んでいる場合もあるし、仲間と楽しげにいても疎外感を感じている場合もある。

子ども自身が自分のすることを意識化することができるようになれば、その気持ちを言葉にも託せるようになっていく。プレイワークが子どもと対話をするとき、なぜこの子はそれをしたのか、そういう問いかけを交えて子どもに聴いていく。そうした姿勢は、子どもが自分の行動の意味を考えることにつながっていく。

子どもから自由のための責任を奪わない

子どもが遊ぶ上で、その環境に保障されていないなければならないのは「自由」である。自由が保障されるから、子どもは安心して遊ぶことができ、また自分自身の世界を心おきなく表現することができるようになる。プレイワーカーは、その自由を何よりも保障しようとする立場をとる。

自由を保障するためには、プレイワーカーの思い切った決意が必要となる。子どもを自由にすることできまざまに予想されるリスクと、それに伴う責任問題である。

「責任」には、大別すると2つのタイプがあるといえる。

ひとつは、自分の外から問われる責任。刑事や民事などのように司法または社会通念によって判断される社会的責任は、その代表である。この外から問われる責任は、一般に、誰がどのように「取る」のかが問題となる。

子ども本人にこの社会的責任を取らせようとしても、これはほとんど不可能だ。子どもがしたこと責任は、保護者（あるいは教師・監督者・プレイワーカー等）が取るのが一般的なことだろう。だから、子どもはその責任者のいうことを聞きなさいということに多くの場合なっている。これは、逆説的には「子どもは責任の主体者になれない」ということを言っていることになる。

一方、それとはタイプが異なる責任がある。それが、自分の内に問い自ら痛感する「負う」責任である。子どもでも、この「負う」責任の主体者なのである。

「負う」責任を本人が最もストリートに実感するのは、自分がやりたいと思っただけのことについてである。誰に指示されたわけでもなく、自分がやりたくてやった。この事実が、その子に自分の責任を痛感させていく。このとき、子どもは「負う」責任の重みを実感する。そして、この負う責任の実感とは、人の自立の問題と深くつながっている。

「負う」責任は、その子が自由に遊ぶための権利である。何かがあったとき、この「負う」責任を、プレイワーカーは常に子どもに返しながら対話しなければならぬ。子どもがその責任を自覚し自らのものとして負った時、その子は大きく成長することをプレイワーカーは信じて関わることが不可欠なのである。

子どもが自由に遊べる環境を創る

子どもが自由に遊ぶことができる環境を整えるためには、子ども自身でつくり替えができる空間を心がける必要がある。それは、言い換えれば子ども自身の手で壊すことができる環境でもある。

何かを創造しようとすれば、それ以前の状態は必ず壊されていく。折り紙を「折る」「切る」「ちぎる」、いずれも使いプラスチック板では不可能なことだ。使いプラスチック板で遊ぶなら、さらにそれを壊す(加工する)ことができるカッター、のこぎり等の道具が必要となる。

アスファルトの地面に「落とし穴を掘ろう」と発想するものがないように、壊せないものは「創る」という発想そのものを子どもから奪っていく。完成された商品は壊せないものがほとんどで、それは与えられ、使い方を指示され、子どもに知らず知らず受身であることを強いている。その点、土の地面や砂場、枝、葉っぱなどの自然は、子どもが壊してつくり変えることができる素材としてはとても多様性に富んでいるといえる。

こうした、子どもが自ら遊びを生み出し、もつとやってみたいという欲求をかき立てる素材や道具を見立て、それを遊ぶ環境の中に適切に配置することは、プレイワークの重要な能力だ。

あまりにきれいに整頓された空間は、子どもの遊ぼうとする意欲に火をつけない。空間自体が多少乱雑であること。ここはいじくりまわしていいのだ、という雰囲気がかもし出していることが大事な要素となる。

子どもが何に興味を持ち、どんな空間が子どものダイナミックな遊びを引き出すかを子どもの動きから読み取り、それを環境に効果的に配置する。さまざまなことへのチャレンジができる、また一方で静かに絵を描いたり本を読むこともできる。そうした「動」と「静」の視点も欠かせない。

配置したものが、どのように子どもに使われているか。空間の子どもの動線はどうなっているか。それらを意識的に観察し、場をその構造の状態からコントロールする必要がある。場をどのようにデザインするかは、子どもの遊び心に大きく影響するばかりではなく、事故の起きやすさにも大きく関係することを知る必要がある。

社会環境を調整する

子どもが自由に遊ぶことができるためには、ことに街中において、それが波及する周りへの影響を常に意識することが求められる。

例えば子どもが遊びに熱中すればするほど、それを「うるさい」と感じる人がいるものである。プレイワーカーは、こうした声と向き合い、調整を図らなければならない。

プレイワーカーは子どもにとつての遊びの重要性を肌感覚で知っているものだが、それだけではこの調整はうまくできない。自分がそれをどう感じどう考えるかではなく、相手はどう感じどう考えているかをまず知ることである。そのためには、相手の言い分を十分に聴き、その「真意」を汲み取ろうとすることが欠かせない。

例えば苦情が入った場合、その内容で伝えられることが相手の真意ではない場合が少なからずある。日ごろからプレイワーカーが周囲の人とコミュニケーションをとろうと心がけていない、以前の苦情が全く活かされていないなどの不信感がベースになっている場合もあれば、家族に病気のものや受験生を抱え、もう少しだけ何とかならないかといった切実な状況の場合もある。しかし、苦情を言う時は相手も気持ちが高ぶっている場合が多いので、こうした真意まではきちんと説明できないことが多いのだ。

苦情が入るまでは大丈夫、という感覚も戒める必要がある。周囲の人はどういう思いで暮らしているか、それを想像するためには、世間的な常識を知っていることも大切なことだ。

周囲の反応を気にするばかりで子どもに一方的に我慢を強いることは、プレイワーカーとしてはあつてはならない姿勢である。そういう状況を作らないために、プレイワーカー自身がいかに周囲の人とのコミュニケーションを図るかが問われている。子どもにとつての遊びの意味をわかりやすく伝えられるか、周囲の人とのルールが必要であれば、子どもともいかにいかに納得できるものとすることができるか。苦情を言いにきた人と、それをきっかけにして関係をつくつてしまう、それくらいを意識が求められる。

危機管理をする

子どもは自分の限界に挑戦し、世界を広め、能力を高めようとする存在である。限界に挑戦する以上、それが危険と紙一重であることは間違いない。従って、子どもが遊ぶということには、常に危険が内包されていることをまず肝に銘じなくてはならない。

一口に危険といっても、危険にはリスクとハザードの2種がある。リスクは予見可能つまり学習が可能なもので、ハザードは予見不可能つまり学習ができない危険をさす。ハザードはあつてはならない危険であり、考えうるあらゆる手を打ち排除する必要がある。しかし、リスクは冒険や挑戦には欠かせない遊びの重要な要素であり、極力残さなければならぬ。

リスクは、自己防衛能力、危険察知能力といった、自分や他人を守る力を育てるために不可欠であることをプレイワーカーが認識し、そのことを親や保護者に伝え、過保護や過干渉から子どもを守るようにしなければならぬ。そうでなければ、転んでも手さえつけない子どもになってしまう。自分の限界に挑戦する遊びを繰り返すことで、子どもは自分の限界をわきまえるようになっていく。また、いざ何かが起こっても、それに瞬時に対応する身体が出来上がる。こうした危険を察知し自分を守る力こそ本当の安全対策であることを、子どもの保護者や社会にはつきりと伝えなくてはならない。

リスクは必要ではあるが、明らかに自分や他人に危害を及ぼすような行動については、毅然とした態度で禁止する必要がある。それが一定の緊張感を場に加え、事故の予防にもつながっていく。

いざ何かが起きたときの対処法は、マニュアル化し誰もが対応できるようにしておく。日ごろから応急手当の方法を習得しておくことはもちろんだが、病院やその休診日、眼科や歯科などの専門医などはリスト化しておく。また、なぜそれが起きたのかの事故記録は確実に残り、リスクを奪わないことに気を配りながら改善できる点があれば改良に努める。

事故は、起きた後の対応でその後の保護者や当事者との関係が決まってくる。誠意ある対応は当然であるが、危機管理に対してどのような姿勢を持って臨んでいるか、それを伝える態度が事故の後でも信頼を生むことにつながっていくのである。

子どもの遊びを触発する

子どもは、遊びに関して、自分で「してもいい」ラインの線引きをしている可能性がある。日常の、例えば服を汚してはいけない、時間を守らなくてはいけないなどの制約の中で、楽しむ気持ちより規律ある行動を課している可能性である。これらがいけないとは言わないが、われを忘れて思い切り遊ぶということは、こういった制約からも自由になることを意味する。プレイワーカーは、そうした遊びのダイナミズムをこそ子どもに体験させられることに力を注ぐ必要がある。

そのためには、プレイワーカー自身がその遊びの体現者であることが求められる。プレイワーカー自身が面白いと思うことに興じていたり、例えば泥遊びなども、子どもに「してもいいよ」と言うよりプレイワーカー自身が誰よりも泥で汚れていたりすることで、子どもは「ここまでやってもいいんだ」ということをより明快にキャッチする。

子どもは、大人がすることに興味しんしんである。そこからたくさんさんの刺激を受け、自分もやってみたいと思う。大人の工夫は子どもの遊び心をかきたて、知恵を授け、より独創的にそれを実現したいときさまざまな工夫を生み出すことに繋がる。

何かを作るプロセスを見せることは、子どもに、その構造を教えることにつながる。大人が示した通りに子どもがするかどうかは、たいした問題ではない。方法の多様性とその構造を子どもが知ること、それ自体が重要なのである。その積み重ねから、失敗もその因果関係が考えられるようになるし、失敗そのものから多くのが学べるようになるのである。

遊ばれない子の中には、遊びのきっかけがなかなかつかめないうちもいる。そう見受けられる子に、言葉で誘うのではなく何がしかの動きを見せて刺激し、その子自身から動き出せるように働きかけることが肝要である。遊びは、自分から始めることで主役の座につけるからである。

プレイワーカーは、きちんとした指導者のようにいるより、旺盛な好奇心を丸出しにして時には子どもから大笑いされることが重要だ。それは場を和ませ、子どもの好奇心も大いに掻き立てることに繋がっていく。

自分の実践を振り返る

振り返りは、プレイワーカーが資質を磨き能力を伸ばすためには欠かせない作業である。自分がなぜそれをしたのか、しなかったのか。その言葉を子どもに伝えた時の感情はどういうものだったのか。大丈夫と言いながら、とげとげしいはなかったか。何でも聴くよと言いながら、忙しかってはいなかったか。例えば同じ「分ったよ」という言葉であっても、投げやりな気持ちがある時としっかり相手を理解した時では伝わるものが違う。それを知ることである。自分と子どもとのやりとりを振り返り、自分の言動に関する自分自身の振り返りが日々求められる。

プレイワーカーは、個々の子どもの問題に触れこの子のために何ができるのかと考えたり、そこに集まる人の毒氣に当てられたり、近隣とのトラブルに迫られたりなどさまざまな場面に出会う。そんな時は気持ちさがざわつき、穏やかでいれなくなり、大きく揺らぐことがある。自分の感覚を信じる一方で、自分の言動はこれでいいのかと常に問いを立てる。揺らぎは、そういうところから生じる。振り返りは、揺らぐことを恐れていてはできない作業なのである。揺らぐことのできる力が大切なのだ。

チームの場合、チームとしての振り返りも欠かせない。あの時自分はこういうつもりで何をしていたか、メンバーはそれのときどう動いていたか。一人ひとりの動きが互いに意識され、補い合い、一人ではできない力を發揮するよう感じあう必要がある。子どもに対し同じ対応を求めるのではなく、自分とその子の関係だからつむじめるものを互いに尊重しあえるためには、チームとしての信頼を培わなくてはならない。そのために必要なのは、自分の思いを語る言語であり、相手の思いを聴き取る謙虚さである。言葉は、使う人によってその背景や込められたものが少しずつ違うものである。それを前提に、いかに相手に分りやすく伝え、相手の言うことを汲み取るうとするかが双方に問われる。日々のミーティングは、それを意識して行われる必要がある。

子どもの力になることに必要な知識、ネットワーク、瞬発力、粘り強さ……これで自分は十分なのかと常に振り返り、常に自己研鑽することが欠かせない。

自分という主体を立てる

「遊ぶ」とは、それをする本人が主体の行為だ。子どもの遊ぶ現場に携わるプレイワーカーは、それを保障する役割を持つ。しかし一方で、子どもは成長するに当たってのさまざまな面でのモデルを必要としている存在でもある。「自分に対する主体は自分なのだ」という自覚についても同様で、何よりそうした生き方をする大人とのふれあいを通じて得る実感が欠かせない。

遊ぶ時の主体者は子ども本人ではあるが、「遊ぶ」という主体的な行為を日常的に禁じられ奪われている子どもの場合は、その「遊ぶ」主体を取り戻すことさえ困難なことがある。この場合も含め、その子自身が主体であると感じられるような体験を、プレイワーカーが働きかけて持たせることが重要な役割となる。本人が選んで「遊ばない」のならプレイワーカーが余計な手出しをする必要はないが、どうしていいのか分からない状態の子どもに手をこまねくことがいいはずもない。その見極めができるかどうかは、プレイワーカー自身の主体がきちんと立っているかどうかが大きく関わってくる。

プレイワーカーは、誰より遊ぶ行為の実践者である。それは、自分に対しての主体者は自らであるという、子どもに対するモデルとなることを意味している。自らが主体者としてあるから、主体者としての相手を認知し尊重することもできるのである。

子どもという時期（時代）そのものに敬意を表することができるためには、プレイワーカーは、自分が子どもだった頃のことを振り返り、それをきちんと意識化する必要がある。目の前の子どもにも、同情や同調、拒否や否定ではないまなざしを向けられるためには、ことに自分の中で未整理である問題の受け容れがどれだけ進んでいるかと深い関係がある。また、子ども時代のやわらかい創造性も、そうした訓練の中でよみがえってくるものだ。

自分が生きてきたことの意味の深さを考えると共に、ただ一つの人生しか生きられないことへの謙虚さを知る必要がある。自分が体験してきていない人生を、子どもが生きている。その事実を深く想像し、畏れを感じることが大切だ。

自分という主体を常に意識していなければ、相手の主体も意識することはできない。遊びの保障は、プレイワーカーの主体の問題なのだと知ることが不可欠である。

あとがき

～プレイワーカーの専門性を考えよう～

この冊子は、プレイワーク研究会が、『プレイワーカーの育成に関する研究』（(財) こども未来財団、平成22年度児童関連サービスマ調査研究等事業・児童健全育成分野調査研究課題）によって抽出した11のプレイワーカーのコンピテンシー（専門家としての能力）をまとめたものです。

多くの方のご協力をいただいで集められた「子どもの遊びに直接関わる大人の役割」に関するたくさんのキーワードやキーセンテンスを、普段から子どもや子どもの遊びに関心のある研究会メンバーたちが何日もかけて分析し、分類して11にまとめ、それに解説を加えてみました。

みなさんの中には、本当にそうだろうか？よくわからない、と思う方もいらっしゃるでしょう。いつも自分がやっていることだ、と思う方もいらっしゃるでしょう。大人になる過程で身につけてきた多彩な観点、手法、癖、感情がミックスされ、今の皆さんの行動やことばができあがっています。その自分が子どもに向かうとき、子どもたちは何を感じとっているのでしょうか？子どもたちはみなさんから何を受け止めているのでしょうか？

この冊子の周りにいるいろんな人が集まって、冊子を読み合いながら自分たちの実践を語り合い、子どもに対する多彩な関わり方や接し方を知り、いつもの自分や自分の活動の場を振り返り、自分とは異なる視点からあらためて考え、次の日の行動に活かしてほしいと思います。

目的の地につくまでの寄り道が楽しかったあの頃を思い出してください。コンピテンシーを単純に「正解」としてとらえて、さっさと身につけようとするのではなく、いろいろな寄り道をして新しいルートを開発してください。ちよつと遠回りだけど楽しみがある道、登ったり降りたりもぐったりする道、人に引つ張られて連れて行かれた路地、そこに咲いていた花。泣かされたり、悔しがったり、一人ぼっちだったり、ぐるぐる回っていたり、未にはとうとうはまってしまった落とし穴！そういう寄り道の時間を共有しましょう。

…そして、新しい人に出会い、一緒に場を作ろうと決意してください。

目的の地は書き換えられます。

プレイワークの世界へようこそ。この世界をこれから皆で展開していきます。

【プレイワーク研究会】

2007年7月に発足した「子どもの遊びに関わる大人の役割研究会」（代表 嶋村仁志）のメンバーを中心として、「プレイワーク」をキーワードに様々な実証研究・調査に関心のある大学関係者、子どもの遊びの現場関係者等が集まった研究グループで、2010年7月に東京で立ち上げられた。本研究を皮切りに、今後「プレイワーク」に関する様々な研究活動を行っていく予定。

連絡先

〒176-8534

東京都練馬区豊玉北1-26-1 武蔵大学人文学部

武田信子研究室

電話・FAX 03-5984-3778

playworkrgr@gmail.com

子どもの『遊ぶ』を支える 大人の役割

プレイワーク研修テキスト

平成23年3月

財団法人 こども未来財団

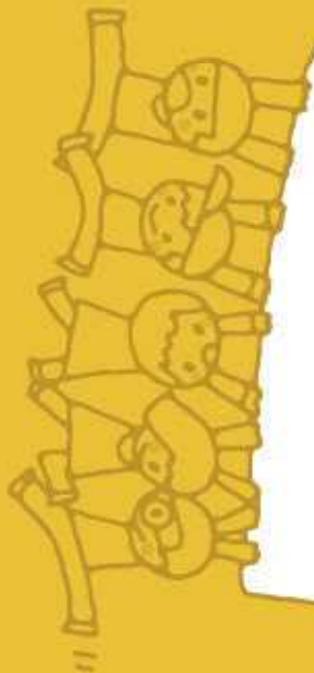
〒105-0003 東京都港区西新橋3-3-1

西新橋TSビル8F 電話03-6402-4825

編集：プレイワーク研究会

本冊子は、(財) こども未来財団・平成22年度児童関連サービスマ調査研究等事業・児童健全育成分野調査研究課題「プレイワーカーの育成に関する研究」（主任研究者 武田信子武蔵大学教授）の一環として作成しました。

遊



子



こはんですよー

はーい

本冊子は、(財)こども未来財団・平成22年度児童関連サービズ調査研究等事業・児童健全育成分野調査研究課題「フラインカーの育成に関する研究」の一環として作成しました。